

天武紀と持統紀

— その用字と記載のあり方

はじめに

野口武司

『日本書紀』(以下、「書紀」と略す。)全三十巻中、その掉尾を飾る卷廿九天武天皇紀と卷卅持統天皇紀(以下、「天武紀」と略す。)の記述内容は、同書の完成奏上時点との時間的懸隔から判じて他余の諸天皇紀のそれに比してより高い史的確度を有していると思われるが、それはそれら両紀の編纂史料が政府の日次記録に基拠していると考えられることにもよろう。それら両紀が純粹の歴史記録と見做されている所以である。

ところで、この天武・持統両紀について、これに用字・表記・文体・記載様態・記載内容、等々の諸面から多角的な検討を加えることにより、その史書としての性格や成立に関わる事柄を闡明せんとする試みが、これまで諸家によって為され、許多の成果が蓄積されてきている。曾て稿者もそうした観点から先学諸氏の貴重な業績に導かれつつ斯件の問題について数篇の論攷(拙著「古事記及び日本書紀の表記の研究」第三章第六節、第四章第三節に所収。)を草してみたことがある。本稿はその旧稿における所述を承けてそれをさらに敷衍するものである。

一 「賜」字の用法

天武・持統兩紀所見の「賜」は都合一六六字を数えるが、これらの該字の用法をおよそつぎのように分類整理しえよう（類型の列挙順次は、その他（h）を除けば、すべて事例数の優越順に換る。——部分に被賜与者、部分に被賜与（事）物の記載がある。また、（○＝）の○印部分に付へa・e兩類型の場合、加へa類型の場合、賞・優へd類型の場合、班・仮へb類型の場合の字が各々入る事例もある。）。

類型 文型

- a..... (○＝) 賜_レ~~~~~_ニ~~~~~_ヲ
- b..... (○＝) 賜_レ~~~~~_ニ~~~~~_ヲ
- c..... |~~~~~_ニ~~~~~_ヲ (○＝) 賜_レ~~~~~_ニ~~~~~_ヲ
- d..... (○＝) 賜_レ~~~~~_ニ~~~~~_ヲ
- e..... 以_レ~~~~~_ニ~~~~~_ヲ (○＝) 賜_レ~~~~~_ニ~~~~~_ヲ
- f..... 賜_レ~~~~~_ヲ 於_レ~~~~~_ニ~~~~~_ヲ
- g..... 賜_レ~~~~~_ヲ |~~~~~_ニ~~~~~_ヲ
- h..... その他

はじめに、以下の行論の便宜を考えて当該事例のすべてを掲げるとともに、各事例ごとに上記の分類基準に拠る類型を示しておこう（各事例末の数字は、当該事例の所在箇所を年・月・日）を以て示したもの。○印月は閏月を示す。以下同様。）。

天武紀

1 有勲功人等。賜_レ爵有_レ差。.....c 2・2・29条

2 大錦下百濟沙宅昭明卒。（中略）天皇驚之。降_レ恩以贈_レ外小紫位。重賜_レ本国大佐平位。.....a

3 饗貴干宝等於筑紫。賜_レ禄各有差。……………a 2・⑥・6条

4 詔耽羅使人一曰(中略)除_レ賀使。以外不_レ召。則汝等親所見(中略)故宜_レ疾婦。仍在_レ国王及使者久麻芸等肇賜_レ爵位。……………c 2・8・25条

5 饗金承元等於難波。奏種々樂。賜_レ物各有差。……………a 2・9・28条

6 饗高麗邯子。新羅薩儒等於筑紫大郡。賜_レ禄各有差。……………a 2・11・21条

7 8 侍_二奉大嘗_一中臣。忌部。及神官人等。并播磨。丹波_二国郡司_一。亦以下人夫等悉賜_レ禄。因以郡司等各賜_レ爵一級。……………cc 2・12・5条

9 对馬国司守忍海造大国言。銀始出于_レ当国。即貢上。由_レ是大国授_レ小錦下位。凡銀有_レ倭国初出于_レ此時。故悉奉_レ諸神祇。亦周賜_レ小錦以上大夫等。……………d 3・3・7条

10 賜_二宴群臣於朝廷_一。……………h 4・1・7条

11 又親王。諸王及諸臣并諸寺等所賜_レ山沢嶋浦。林野陂池。前後並除焉。……………h 4・2・15条

12 新羅。高羅_二国調使饗_一於筑紫。賜_レ禄有差。……………a 4・8・28条

13 有人登_レ宮東岳。妖言自刎死之。当_レ是夜直者。悉賜_レ爵一級。……………c 4・11・3条

14 15 高市皇子以下。小錦以上大夫等。賜_レ衣袴褶腰帶脚帶及机杖。唯小錦_二階不賜_レ机_一。……………cc 5・1・4条

16 小錦以上大夫等賜_レ禄各有差。……………c 5・1・7条

17 百寮初位以上進_レ薪。即日悉集_レ朝廷賜_レ宴。……………a 5・1・15条

18 耽羅客賜_レ船一艘。……………c 5・2・24条

19 物部雄君連忽發_レ病而卒。天皇聞之_レ大驚。其壬申年從_レ車駕。入_レ東国以有_レ大功。降_レ恩贈_レ内大紫位。因賜_レ氏上。……………a 5・6条

20 百寮人及諸蕃人等。賜_レ禄各有差。……………c

21 大設齋於飛鳥寺。(中略)是時。詔親王。諸王及群
 卿。每人賜出家一人。……………c 6・8・15 条
 22 23 筑紫大宰献赤烏。則大宰府諸司人賜禄各有差。
 且專捕赤烏者。賜爵五級。……………cc
 24 百寮諸有位人等賜食。……………c 6・11・23 条
 25 侍奉新嘗神官及国司等。賜禄。……………c 6・11・27 条
 26 大乙下倭馬飼部造連為大使。小乙下上村主光欠為
 小使。遣多祢嶋。仍賜爵一級。……………a
 27 忌部首子首賜姓曰連。……………c 9・1・8 条
 28 新羅仕丁八人返于本土。仍垂恩以賜禄。有差。
 ………………a 9・2・27 条
 29 饗新羅使人項那等於筑紫。賜禄各有差。……………a 9・4・25 条
 30 31 天皇御向小殿而宴之。是日。親王。諸王引入

内安殿。諸臣皆侍于外安殿。共置酒以賜樂。則
 大山上草香部吉士大形授小錦下位。仍賜姓曰難波
 連。……………aa 10・1・7 条
 32 錦織造小分。(中略)山背狛鳥賊麻呂。并十四人賜姓
 曰連。……………c 10・4・12 条
 33 饗高麗客卯問等於筑紫。賜禄有差。……………a 10・4・17 条
 34 饗新羅客若彌於筑紫。賜禄各有差。……………a 10・6・5 条
 35 舍人造糠虫。書直智德賜姓曰連。……………c 10・12・29 条
 36 陸奥国蝦夷廿一人賜爵位。……………c 11・3・2 条
 37 倭漢直等賜姓曰連。……………c 11・5・12 条
 38 倭漢直等男女悉参赴之。悦賜姓而拜朝。……………a 11・5・27 条
 39 40 摩漏臣以壬申年之功贈大紫位及禄。更皇后賜
 物亦准官賜。……………ah 11・7・21 条
 41 多祢人。掖玖人。阿麻弥人。賜禄各有差。……………c

- 42 饗_二隼人等於飛鳥寺西_一。發_レ種々樂_一。仍賜_レ祿各有_レ差。 11・7・25条
- ……… a 11・7・27条
- 43 倭直。(中略) 語造。凡卅八氏。賜_レ姓曰_レ連。……… 12・9・23条
- c 44 三宅吉士。(中略) 鏡作造。并十四氏。賜_レ姓曰_レ連。……… 12・10・5条
- ……… c 13・1・17条
- 45 三野県主。内藏衣縫造_二氏賜_レ姓曰_レ連_一。……… c 13・10・16条
- c 46 守山公(中略) 山道公十三氏賜_レ姓曰_レ真人_一。……… 13・10・1条
- 47 諸王卿等賜_レ祿。……… c 13・10・17条
- 48 大三輪君(中略) 笠臣。凡五十二氏賜_レ姓曰_レ朝臣_一。……… 13・11・1条
- ……… c 13・12・2条
- c 49 大伴連(中略) 布留連。五十氏賜_レ姓曰_レ宿祢_一。……… 14・2・4条
- 50 大唐人。百濟人。高麗人。并百卅七人賜_レ爵位_一。……… 14・2・4条
- 51 大倭連(中略) 書連并十一氏賜_レ姓曰_レ忌寸_一。……… 14・6・20条
- c 52 皇太子以下。至于忍壁皇子賜_レ布各有_レ差。……… c 14・9・9条
- 53 宮處王(中略) 藤原朝臣大嶋。凡十人賜_レ御衣袴_一。……… 14・9・18条
- ……… c 14・9・19条
- 54 皇太子以下。及諸王卿。并卅八人。賜_レ熊皮。山羊皮各有_レ差。……… c 14・9・27条
- 55 化末高麗人等賜_レ祿。各有_レ差。……… c 14・10・8条
- 56 遣_二百濟僧法藏。優婆塞益田直金鐘於美濃_一。令煎_二白朮_一。因以賜_レ絶綿布_一。……… a 14・10・17条
- 57 伊勢王等亦向_二于東国_一。因以賜_レ衣袴_一。……… a 14・10・19条
- 58 皇后命以。王卿等五十五人賜_レ朝服各一具_一。……… c 14・12・19条
- 59 御_二大極殿_一而賜_レ宴於諸王卿_一。是日。詔曰。朕問_二王卿以_レ無端事_一。仍对言得_レ实必有_レ賜。於是。高市

皇子被問以「実対」。賜「蓑措御衣三具（中略）布一百

端。伊勢王亦得「実」。即賜「白御衣三具（中略）布卅

端。…………… f h a a 朱鳥 1 · 1 · 2 条

63 諸王卿各賜「袍袴一具」。…………… c

朱鳥 1 · 1 · 10 条

64 召「諸文人博士」。陰陽師。醫師者。并廿余人。賜「食

及「祿」。…………… a 朱鳥 1 · 1 · 13 条

65 66 天皇御於「大安殿」。喚「諸王卿」賜「宴」。因以賜「純」

布。各有「差」。…………… a a 朱鳥 1 · 1 · 16 条

67 68 御々窟殿前。而倡「優等」賜「祿」有「差」。亦歌人等賜

「袍袴」。…………… c c 朱鳥 1 · 1 · 18 条

69 侍医桑原村主訶都授「直広肆」。因以賜「姓」曰「連」。……………

a 朱鳥 1 · 4 · 8 条

70 饗「金智祥」等於「筑紫」。賜「祿」各有「差」。即從「筑紫」退之。

…………… a 朱鳥 1 · 5 · 29 条

71 槻本村主勝麻呂賜「姓」曰「連」。仍加「勤大老位」。封「廿

戸」。…………… c 朱鳥 1 · 6 · 1 条

72 賜「死皇子」大津於「詛語田舍」。…………… h

称制前紀 10 · 7 条

73 賜「京師孤独高年布帛」各有「差」。…………… b

称制前紀 12 · 26 条

74 賜「京師年自八十以上」。及「篤人」。貧不能「自存」者「純

「緜」。…………… b 1 · 1 · 15 条

75 賞「賜隼人大隅」。阿多魁帥等三百卅七人。各有「差」。

…………… d 1 · 7 · 9 条

76 饗「霜林」等於「筑紫館」。賜「物」各有「差」。…………… a

2 · 2 · 10 条

77 饗「耽羅佐平加羅」等於「筑紫館」。賜「物」各有「差」。……………

a 2 · 9 · 23 条

78 饗「蝦夷男女二百一十三人」於「飛鳥寺西槻下」。仍授「冠

位」。賜「物」各有「差」。…………… a 2 · 12 · 12 条

79 宴「公卿」賜「袍袴」。…………… a 3 · 1 · 7 条

80 賜「越蝦夷沙門道信」像一「軀」（中略）鞍一「具」。……………

b 3 · 1 · 9 条

81 賜「官人等食」。…………… b 3 · 1 · 16 条

持統紀

82 賜衣裳筑紫大宰等。……………g 3・6・1条

83 賜大唐統守言。薩弘恪等稻。各有差。……………b 3・6・19条

84 詔筑紫大宰粟田真人朝臣等。賜_下學問僧明聰。觀智

等為送新羅師友。縣各一百四十斤_上。……………a 3・6・20条

85 於筑紫小郡設新羅帛使金道那等。賜物各有差。……………a 3・6・24条

86 班賜諸司令一部廿二卷。……………b 3・6・29条

87 付賜陸奧蝦夷沙門自得所請金銅藥師仏像(中略)幡等物。……………a 3・7・1条

88 賜越蝦夷八釣魚等。各有差(訓註略)。……………d 3・7・23条

89 賞賜公卿各有差。……………d 3・8・17条

90 以浄広肆河内王為筑紫大宰帥。授兵仗及賜物。……………a 3・⑧・27条

91 於中市哀美追広式高田首石成之閑於三兵賜物。……………a 3・11・8条

92 宴公卿於内裏。仍賜衣裳。……………a 4・1・3条

93 大赦天下。唯常赦所不免不在赦例。賜有位人爵一級。鰥寡孤独篤癡。貧不能自存者。賜稻蠲服調役。……………bc 4・1・17条

94 京与畿内人年八十以上者嶋宮稻人廿束_上。其有_上位者。加賜布二端。……………bc 4・3・20条

95 賜京与畿内耆老。耆女五千卅一人稻人廿束_上。……………b 4・4・7条

96 筑紫大宰河内王等曰。饗新羅送使大奈末金高訓等。准_上送學生土師宿衾甥等送使之例_上。其慰勞賜物一依詔書。……………a 4・10・15条

97 軍丁筑紫国上陽咩郡人大伴部博麻曰(中略)汝独淹滯他界於今卅年矣。朕嘉厥尊朝愛国壳己顯忠。故賜務大肆。并絶五匹(中略)水田四町。……………a 4・10・22条

98 賞賜送使金高訓等各有差。……………d 4・10・22条

100 賞賜送使金高訓等各有差。……………d 4・10・22条

101 賞₁賜公卿以下各有差。……………d 4・12・23条 4・11・7条

102 賜親王(中略)内命婦等位。……………b 5・1・1条

103 104 賜公卿飲食。衣裳。優₁賜正広肆百濟王余禪広(中略)良虞。与南典。各有差。……………bd 5・1・7条

105 詔曰。直広肆筑紫史益拜筑紫大宰府典以未。於今廿九年矣。以清白忠誠不敢怠惰。是故賜食封五十戸(中略)稻五千束。……………a 5・1・14条

106 賜₁大学博士上村主百濟大税一千束。以勸其學業也。……………b 5・4・1条

107 108 褒₁美百濟淳武微子壬申年功。賜直大参。仍賜₁絶布。……………aa 5・5・21条

109 宴公卿。仍賜朝服。……………a 5・7・7条

110 賜₁音博士大唐統守言。薩弘恪。書博士百濟末士善信銀人廿兩。……………b 5・9・4条

111 以直大式贈佐伯宿祢大目并賜₁贖物。……………a

112 賜₁公卿衾。……………b 5・9・23条

113 饗₁公卿以下至主典。并賜₁絹等。各有差。……………a 5・11・25条

114 饗₁神祇官長上以下。至神部等。及供奉播磨国。因幡国郡司以下。至百姓男女并賜₁絹等。各有差。……………a 5・11・28条

115 賜₁医博士務大参德自珍。呪禁博士木素丁武。沙宅万首銀人廿兩。……………b 5・12・2条

116 詔曰。賜₁右大臣宅地四町。……………b 5・12・8条

117 饗₁公卿等。仍賜₁衣裳。……………a 6・1・7条

118 賜₁陰陽博士沙門法藏。道基銀人廿兩。……………b 6・2・11条

119 賜₁所過神郡及伊賀。伊勢。志摩国造等冠位。……………b 6・3・17条

120 賜₁所過志摩百姓男女年八十以上稻人五十束。……………b 6・3・19条

121 会₁郡県吏民。務勞賜作樂。……………h

- 122 增「大伴宿祢友国直大式」。并賜「贖物」。……………a 6・3・20条
- 123 賜「有」位親王以下至「進広肆難波大藏」。各有「差」。…………… 6・5・20条
- ……………b 6・4・21条
- 124 贈「文忌寸智德直大老」。并賜「贖物」。……………a 6・5・20条
- 125 賜「沙門觀成絶十五匹」。綿卅屯。布五十端。美「其所」造鉛粉」。……………b 6・5・20条
- ……………⑤・4条
- 126 賜「直丁八人官位」。美「其造大内陵時勤而不」懈。…………… 6・6・21条
- ……………b
- 127 賜「相模国司布勢朝臣色布智等」。御浦郡少領（註）与「護赤烏」者鹿嶋臣櫛樟（位及祿）。……………b 6・7・2条
- 128 賜「擬遣新羅」使直広肆息長真人老。務大式川内忌寸連等祿。各有「差」。……………b 6・11・8条
- ……………b
- 129 賜「音博士統守言」。薩弘恪水田人四町。……………b 6・12・14条
- 130 賜「京師及畿内有」位年八十以上人衾一領（中略）布四端。……………b 7・1・13条
- 131 以「正広参贈百濟王善光」。并賜「贖物」。……………a 7・1・15条
- 132 賜「京師男女年八十以上」。及困乏窮者布。各有「差」。……………b 7・1・16条
- 133 賜「船瀬沙門法鏡水田三町」。……………b 7・2・30条
- ……………e
- 134 以「流末新羅人牟自毛札等卅七人」。付「賜憶德等」。……………b 7・3・5条
- ……………b
- 135 賜「大学博士勤広式上村主百濟食封卅戸」。以優「儒道」。……………b 7・3・11条
- 136 賜「直大式葛原朝臣大嶋贖物」。……………b 7・3・16条
- 137 賜「擬遣新羅」使直広肆息長真人老。勤大式大伴宿祢子君等。及学問僧弁通。神叡等絶綿布。各有「差」。……………b 7・9・16条
- 138 又賜「新羅王贖物」。……………b 7・9・16条
- 139 以「直広参贈蚊屋忌寸木間」。并賜「贖物」。以褒「壬申年之役功」。……………a 7・9・16条

140 賜「耽羅王子佐平等」。各有差。……………d

7 · 11 · 7 条

141 以「直大肆」授「直広肆引田朝臣少磨」。仍賜「食封五十戸」。……………a

7 · 11 · 23 条

142 詔曰。粵以「七年歲次癸巳」。醴泉涌於近江国益須郡

都賀山（中略）賜其初驗醴泉者。葛野羽衝。百濟

土羅々女。人絶二匹。布十端。歛十口。……………b

8 · 3 · 16 条

143 賜「神祇官頭至祝部等」。一百六十四人絶布上。各有差。……………b

8 · 3 · 23 条

144 以「浄大肆」贈「筑紫大宰率河内王」。并賜「賻物」。……………a

8 · 4 · 5 条

145 河内国更荒郡献「白山鷄」。賜「更荒郡大領。小領。位人一級。并賜物」。以「進広式」賜「獲者刑部造韓國」。并賜物。……………baea

8 · 6 · 8 条

149 以「進大肆」賜「獲白蝙蝠者飛驒国荒城郡弟国部弟日」。并賜「絶四匹。綿四屯。布十端」。……………ea

8 · 10 · 20 条

151 賜「親王以下至郡司等」絶縣布上。各有差。……………b

8 · 12 · 10 条

152 以「直広參」贈「賀茂朝臣蝦夷」。并賜「賻物」(略註)以「直大肆」贈「文忌寸赤磨」并賜「賻物」(略註)。……………a

9 · 4 · 17 条

154 賞「賜諸臣年八十以上。及痼疾」各有差。……………d

9 · 6 · 16 条

155 賜「擬遣新羅使直広肆小野朝臣毛野。務大式伊吉連博德等物」。各有差。……………b

9 · 7 · 26 条

156 賜「浄大肆泊瀬王賻物」。……………b

9 · 12 · 13 条

157 以「追大式」授「伊予国風速郡物部葉。与肥後国皮石郡壬生諸石」。并賜「人絶四匹(中略)水田四町」。復「戸調役」。以慰「久苦唐地」。……………a

10 · 4 · 27 条

158 詔「大錦上秦造綱手」。賜「姓為忌寸」。……………a

10 · 5 · 3 条

159 以「直広肆」授「尾張宿祢大隅」。并賜「水田四十町」。……………a

10 · 5 · 8 条

160 以「直広肆」贈「大狛連百枝」。并賜「賻物」。……………a

10 · 5 · 8 条

161	以直広老授多臣品治。并賜物。褒美元從之功	10・5・13条	直広老石上朝臣麿。直広式藤原朝臣不比等並五十人。
	与堅守関事。……………a	10・8・25条	……………bbb
162	以直大老贈若桜部朝臣五百瀬。并賜賻物。以顯元從之功。……………a	10・9・15条	167 賜大官大寺沙門弁通食封冊戸。……………b
163	賜右大臣丹比真人輿杖。以哀致事。……………b	10・10・17条	168 賜天下鰥寡孤独篤癯。貧不能自存者稻。各有差。……………b
164	166 假賜正広參位右大臣丹比真人資人一百廿人。	11・7・7条	169 赦常饗盜賊一百九人。仍賜布人四常。但外国者稻人廿束。……………a
	正広肆大納言阿倍朝臣御主人。大伴宿祢御行並八十人。		
a類……………2	131 139 141 144 146 148 150 152 153 157 158 159 160 161 162 169 の六四例	3 5 6 12 17 19 26 28 29 30 31 33 34 38 39 42 56 57 61 62 64 65 66 69 70 76 77 78 79 84 85 87 90 91 92 98 99 105 107 108 109 111 113 114 117 122 124	
b類……………73	74 80 81 83 86 93 95 97 102 103 106 110 112 115 116 118 119 120 123 125 126 127 128 129 130 132 133 135 136 137 138 142 143 145 151 155 156 163 164 165 166 167 168 の四四例		
c類……………1	4 7 8 13 14 15 16 18 20 21 22 23 24 25 27 32 35 36 37 41 43 44 45 46 47 48 49 50 51 52 53 54 55 58 63 67 68 71 94 96 の四一例		
d類……………9	75 88 89 100 101 104 140 154 の九例		
e類……………134	147 149 の三例		
f類……………59	の一例		
g類……………82	の一例		
h類……………10	11 40 60 72 121 の六例		

第1表

合計	持統紀	天武紀	天皇紀
			類型
64	38	26	a
44	44		b
41	2	39	c
9	8	1	d
3	3		e
1		1	f
1	1		g
6	2	4	h
169	98	71	合計

さて、この第1表より種々様々な事柄を読み取りうるが、ここではとくにつぎの諸点を指摘しておこう。

①、「賜」字は、天武紀に a c d f h の五類で七一例、持統紀に a b c d e g h の七類で九八例用いられていること。

②、それら両紀共通の用法は、a 及び g の七類（ここには、その他の h 類を除外してある。）中、a c d の三類のみであること。

③、この三類中、両紀に共有度の高いのは a 類のみであり、逆にそれが低いのは c 類（天武紀に三九例、持統紀に二例。）と、d 類（天武紀に一例、持統紀に八例。）と、とりわけ c 類であること。

④、②③より、それら両紀は「賜」字の用法を通していても、表記態として相互にかなりの異質性を内蔵しているのが認められること。

⑤、そしてそれら両紀中、天武紀のみに所見されるのは、f（二例）の一類で、持統紀のみに所見されるのは、b（四例）、e（三例）、g（二例）の三類で、このうち b 類が最も多くの事例数を有すること。

⑥、③④より、天武紀における c 類と、持統紀における b 類とは、a 及び g 類中、最も極端な偏向分布を示すものとして好対照をなしていること。

⑦、①②⑤より、「賜」字の用法について、持統紀の方が天武紀よりもバラエティーに富んでいること。これは持統紀の方が天武紀よりも豊富にして多種類に及ぶ記録類をその材料に供用していること。あるいは材料に供用されている

記録類の筆録段階をも含めた筆録者数において、持統紀の方が天武紀よりも上廻っていること。別言すれば、持統紀における方が天武紀におけるよりも画一的な用字統制の加えられている度合が一段と低く、素材として供用されている原資料をほぼそのままの形で残遺している場合が多いことを示しているといえよう。

以上が天武・持統両紀にみる「賜」字の用法の調査結果に基づく前掲第1表より指摘しうる事柄であるが、さらにここでは持統紀におけるa、gなる類型中、事例数の点で最も卓越し、しかもその持統紀に極端な偏向分布を示すb類について、いま少しく説述してみよう。

このb類の用法は、持統紀以外にあつても、

・於_レ是高皇産靈尊賜_二天稚彦天鹿兒弓及天羽羽矢_一。以遺之。

卷二神代紀下天孫降臨章本書

・故天照大神乃賜_二天津彦彦火瓊々杵尊八坂瓊曲玉_一。(中略)草薙劍三種宝物_一。

卷二神代紀下天孫降臨章第一ノ一書

★天皇定_レ功行_レ賞。賜_二道臣命宅地_一。

卷三神武紀2・2・2条

・仍賜_二臣連。伴造帛布_一各有_レ差。

卷廿四皇極紀2・9・30条

・別賜_二沙尼具那等鮪旗廿頭_一。(中略)鎧_一領_一。(中略)別賜_二馬武等鮪旗廿頭_一。(中略)鎧_一領_一。

卷廿六齊明紀4・7・4条

・賜_二百濟佐平鬼室福信矢十萬隻_一。(中略)稻種三千斛_一。

卷廿七天智紀1・1・27条

・賜_二百濟王布三百端_一。

卷廿七天智紀1・3・4条

・中臣内臣使_二沙門法弁。秦筆_一賜_二新羅上臣大角于庚信船一隻_一。

卷廿七天智紀7・9・26条

・使_二布勢臣耳麻呂賜_二新羅王輪_一御調_二船一隻_一。

卷廿七天智紀7・9・29条

賜新羅王絹五十疋。(中略) 韋一百枚。付金東巖等。賜東巖等物各有差。

卷廿七天智紀7・11・1条

賜耽羅王五穀種。

卷廿七天智紀8・3・18条

賜新羅王絹五十匹(中略) 韋一百枚。

卷廿七天智紀10・11・29条

★賜郭務棕等物。総合純一千六百七十三匹。(中略) 綿六百六十六斤。

卷廿八天武紀1・5・22条

と多見されるので、『書紀』全般からみれば、決して特異なものとはいえない難いが、この持統紀以外にみる十五例中十一例(神代紀の二例及び★印付加二例の計四例を除く十一例)までが、同書区分論のいわゆる呂口部分に存する事実は、持統紀と呂口部分との記載上における緊密性を示すものとして一顧されねばならぬであろう。

因みに、上述の天武紀に卓越するc類と持統紀に卓越するb類とが、『続日本紀』の卷一文武元年八月甲子朔条から『書紀』完成奏上を記す卷八養老四年五月癸巳朔癸酉条までに各々如何ように所見されるかというに、c類は文武一・八・一七、二・四・三、二・八・一、三・四・二五、四・八・三三、大宝一・一・一四、一・一・一六、一・四・一〇、一・五・七、一・八・七、一・一一・四、二・四・八、二・九・二二、二・一一・二三、二・一一・三三、三・二・四、三・二・一五、三・四・四、三・四・二〇、慶雲一・五・一〇、一・一〇・一六、一・一一・二〇、四・二・二二、四・五・二六、四・七・一七、四・七・一七、和銅一・一・一一、一・一・一一、一・七・一五、一・七・一六、二・六・二〇、二・六・二八、二・八・二、二・九・二六、三・一・一六、三・四・二〇、四・三・六、四・閏六・二二、五・九・三、六・六・一八、七・閏二・一、七・六・二八、七・六・二九、靈龜一・二・四、一・四・二二、一・七・二三、一・九・二、一・九・二、二・四・八、二・一一・一九、養老一・二・一八、一・二・二〇、一・三・九、一・四・六、一・一一・一七、二・二・一九、三・四・九、三・五・一五、三・五・一五、三・五・一五、三・七・一三、三・一一・七、三・一一・二四、三・一一・二四、の各条に計六五例所見され、b類は文武一・八・二九、一・

九・九、一・一二・一八、二・二・一二、二・二・一五、二・二・一三、三・八・一一、四・一・一三、四・八・二〇、四・八・二〇、大宝一・三・二九、一・七・二二、一・八・七、一・二二・一〇、二・四・八、三・三・七、三・九・三、三・一〇・二五、三・一〇・二五、慶雲一・一一・一四、二・四・一一、三・一・一一、三・一一・三、四・四・二五、和銅一・一・一一、一・九・二二、二・五・二七、二・九・四、二・九・一一、二・九・二六、四・六・二一、四・一一・二二、五・二・一九、七・閏二・一、靈龜一・六・一三、一・七・一〇、養老一・二・一〇、一・七・二三、一・九・二〇、一・九・二二、一・九・二七、一・一一・一〇、一・一一・一七、一・一一・二二、三・閏七・一一、三・閏七・二八、三・一〇・一七、の各条に計四七例所見される。これからみれば、『続日本紀』の上記期限内における記載のあり様は、少なくとも「賜」字の用法に関するかぎり、持統紀よりも天武紀の方に近似性を有しているといえよう。それはともかくとして、持統紀のb類の用法に関して、さらに指摘しておきたいのは、同紀の先掲事例86(班_二賜)や164(仮_二賜)などにみる連文の(○_二賜)事例が天武紀には皆無であること。そしてこうした事例が持統紀にあつては他に75 89 101 154(賞_二賜)△d類▽、87 134(付_二賜)△前者a類▽、96(加_二賜)△c類▽、104(優_二賜)△d類▽、というような多数見出しされるし、『書紀』の持統紀以外には、(1)「天皇以_二其酒完_二班_二賜軍卒_一」(卷三神前紀八月二日条)△e類▽、(2)「増_二賜多沙城_一。為_二往還路_一」(卷九神功皇后紀五十年五月条)△a類▽、(3)「乞降_二洪恩_二救_二賜他命_一」(卷十五清寧即位前紀元年九月五日条)△a類▽、(4)「饗_二賜群臣伴造於朝堂_一」(卷廿四皇極紀二年十月三日条)△h類▽、(5)「中間以_二任那国_一属_二賜百濟_一」(卷廿五孝徳紀大化元年七月十日条)△e類▽、(6)「以_二其屯田_二班_二賜群臣及伴造等_一」(同紀同二年三月十九日条)△e類▽、(7)「饗_二賜郭務棕等_一」(卷廿七天智紀三年十月四日条)△d類▽、(8)「饗_二賜劉徳高等_一」(同紀四年十一月十三日条)△d類▽、(9)「饗_二賜蝦夷_一」(同紀十年八月十八日条)△d類▽とあり、これまた九例中七例(1)(2)の二例(を除く七例)までが、いわゆる呂口部分に偏向分布していて、ここにも持統紀と件の呂口部分との記載上における緊密な関係を追認しうるのである。

ところで、先掲 a 類事例中、持統紀の ①①① 113 114 ①②② ①②④ ①③① ①③⑨ ①④④ 146 148 150 ①⑤② ①⑤③ 157 159 ①⑥① ①⑥② の十八例にみる「并賜」は、「書紀」にあつては持統紀のみにしか所見されず、しかもその十八例中の大半を占める○印一〇例が、これまた「書紀」にあつては持統紀のみにしか所見されぬ贈物記事であることも注意を要しよう。

さらに先掲 a・b 類事例中、持統紀の 95 97 110 115 118 120 129 130 142 145 157 169 169 の十三例（157 169 169 の三例のみが a 類、他の一〇例が b 類）及び「詔。自今年始於親王下至進位。觀所儲兵。淨冠至直冠。人甲一領（中略）鞍馬。勤冠至進冠。人大刀一口（中略）鞆一枚。如此預備。」（卷卅持統紀七年十月二日条）、「以正広肆授直大老布勢朝臣御主人与大伴宿祢御行。増封人二百戸。通前五百戸。並為氏上。」（同紀八年一月二日条）の三例の、計十六例みられるところの「人ごとに」と訓んで、「一人につき」の意を表わす「人」字の用法は、「書紀」中、ひとり持統紀のみにしか所見されぬばかりか、先に触れた「続日本紀」の期限内にも全く所見されぬ点で極めて特異なものといえる。しかし、この「人」字の用法が支那正史の本紀ないし帝紀（皇后紀）部分などに多見されることは周知のところである。たとえば、「後漢書」の該部分にも、その用法は頻見され、しかも天武・持統両紀がともに件の「後漢書」を、その文章作成の典拠資料の一つに仰いでいるにもかかわらず、そうした「人」字の用法がそれら両紀のうち、ひとり持統紀にのみ随見されるのは、それら天武・持統両紀の記載上における極めて大きな差異点といえよう。

それにさらに、件の持統紀所見の「人」字の用法には、被賜与物の種類が単数にとどまる場合には「賜被賜与者物品（件）人物品（件）単位」、被賜与物の種類が複数にわたる場合には「賜被賜与者人物品（件）物品（件）物品（件）物品（件）単位」という文型を採って各々記載されるという整然とした規則性が認められるけれども、こうした整然とした規則性は、「後漢書」や「漢書」などの支那正史において認められないので、この点からも持統紀所見の「人」字の用法が、極めて特異なものと言い得られるのである。

一一 「饗」字の用法

天武・持統兩紀所見の「饗」字の全例を列記すれば、つぎの通りである。

天武紀

- | | | | |
|---|----------|---|-----------|
| (1) 饗 _レ 貴千宝等於筑紫 _一 。賜 _レ 禄各有 _レ 差。即從 _レ 筑紫 _一 返 _二 于 | 2・6・24条 | (9) 饗 _レ 高麗客卯問等於筑紫 _一 。賜 _レ 禄有 _レ 差。 | 10・4・17条 |
| 国 _一 。 | 2・6・24条 | (10) 饗 _レ 新羅客若弼於筑紫 _一 。賜 _レ 禄各有 _レ 差。 | 10・6・5条 |
| (2) 饗 _レ 金承元等於難波 _一 。奏 _レ 種々樂 _一 。賜 _レ 物各有 _レ 差。 | 2・9・28条 | (11) 饗 _レ 多祢嶋人等於飛鳥寺西河辺 _一 。奏 _レ 種々樂 _一 。 | 10・9・14条 |
| (3) 饗 _レ 高麗邯子。新羅薩儒等於筑紫大郡 _一 。賜 _レ 禄各有 _レ 差。 | 2・11・21条 | (12) 小錦下河辺臣子首遣 _レ 筑紫 _一 饗 _レ 新羅客忠平 _一 。 | 10・12・10条 |
| (4) 饗 _レ 金風那等於筑紫 _一 。即自 _レ 筑紫 _一 歸之。 | 4・3・14条 | (13) 饗 _レ 金忠平於筑紫 _一 。 | 11・1・11条 |
| (5) 新羅。高羅 _一 二国調使饗 _レ 於筑紫 _一 。賜 _レ 禄有 _レ 差。 | 4・8・28条 | (14) 饗 _レ 隼人等於飛鳥寺西 _一 。發 _レ 種々樂 _一 。仍賜 _レ 禄各有 _レ 差。 | 11・7・27条 |
| | | 道俗悉見之。 | |
| (6) 饗 _レ 多祢嶋人等於飛鳥寺西槻下 _一 。 | 6・2是月条 | (15) 饗 _レ 高麗客於筑紫 _一 。 | 11・8・3条 |
| (7) 送使珍那等饗 _レ 于筑紫 _一 。即從 _レ 筑紫 _一 歸之。 | 6・4・14条 | (16) 饗 _レ 金主山於筑紫 _一 。 | 13・2・24条 |
| (8) 饗 _レ 新羅使人項那等於筑紫 _一 。賜 _レ 禄各有 _レ 差。 | 9・4・25条 | (17) 饗 _レ 金物儒於筑紫 _一 。即從 _レ 筑紫 _一 歸之。仍流著新羅人七 | 14・3・14条 |
| | | 口。附 _二 物儒 _一 還之。 | |
| | | (18) 為 _レ 饗 _レ 新羅金智祥 _一 遣 _レ 淨広肆川内王 _一 (中略)直広肆穗 | |

積朝臣虫麻呂等于筑紫。朱鳥1・1是月条

(19)為饗新羅客等。運川原寺伎樂於筑紫。仍以皇后

宮之私稻五千束納于川原寺。朱鳥1・4・13条

(20)饗金智祥等於筑紫。賜祿各有差。即從筑紫退之。

朱鳥1・5・29条

持統紀

(21)以直広參路真人迹見為饗新羅勅使。

1・12・10条

(22)饗霜林等於筑紫館。賜物各有差。2・2・10条

(23)饗耽羅佐平加羅等於筑紫館。賜物各有差。

2・9・23条

(24)饗蝦夷男女二百一十三人於飛鳥寺西槻下。仍授冠

位。賜物各有差。2・12・12条

(25)遣使者。詔筑紫大宰河内王等曰。饗新羅送使大

奈末金高訓等。准上送学生土師宿祢甥等送使之

例。其慰勞賜物一依詔書。4・10・15条

(26)饗公卿以下至主典。并賜絹等。各有差。

5・11・28条

(27)饗神祇官長上以下。至神部等。及供奉播磨國。因

幡國郡司以下。至百姓男女并賜絹等。各有差。

5・11・30条

(28)饗公卿等。仍賜衣裳。6・1・7条

(29)饗公卿以下至初位以上。6・1・16条

(30)饗祿新羅朴億德於難波館。6・11・11条

(31)饗公卿大夫等。7・1・7条

(32)饗公卿等。8・1・7条

(33)饗百官人等。8・1・16条

(34)饗公卿大夫於內裏。8・5・6条

(35)饗公卿大夫於內裏。9・1・7条

(36)饗百官人等。9・1・16条

(37)饗隼人大隅。9・5・13条

(38)饗公卿大夫。10・1・7条

(39)饗公卿百寮人等。10・1・16条

(40)饗公卿大夫等。11・1・7条

(41)饗公卿百寮。11・1・16条

天武・持統兩紀所見の「饗」の対象者と場所について眺めてみるに、まず天武紀の場合、

対象者	場所	対象者	場所
(1)新羅使者(客)	筑紫	(11)多祢嶋人	飛鳥寺西河辺
(2)新羅使者(客)	難波	(12)新羅使	筑紫
(3)高麗・新羅使者(客)	筑紫大郡	(13)新羅使	筑紫
(4)新羅使者(客)	筑紫	(14)隼人	飛鳥寺西
(5)高麗・新羅使者(客)	筑紫	(15)高麗使	筑紫
(6)多祢嶋人	飛鳥寺西槻下	(16)新羅使	筑紫
(7)新羅使者(客)	筑紫	(17)新羅使	筑紫
(8)新羅使	筑紫	(18)新羅使	筑紫
(9)高麗使	筑紫	(19)新羅使	筑紫
(10)新羅使	筑紫	(20)新羅使	筑紫

というように、「饗」の対象者では新羅使が(1)(2)(3)(4)(5)(7)(8)(10)(12)(13)(16)(17)(18)(19)(20)の一五例と最も多く、以下、高麗使が(3)(5)(9)(15)の四例、多祢嶋人が(6)(11)の二例、隼人が(14)の一例という具合である。ここにいう高麗が新羅による旧高句麗の再建国であること贅言を要しないので、天武紀の叙述対象範囲とする頃おいに、わが国の外交上、対新羅関係が如何に大きな比重を占めていたかがよく窺い知られよう。

「饗」の場所では、新羅使の場合、(2)の「難波」の一例を除く他の一四例のすべてが「筑紫」である。高麗使の場合、その全四例のすべてが「筑紫」(大郡(3))である。多祢嶋人の二例(6)(11)と、隼人(14)の一例が、ともに「飛鳥寺西」

(槻下(6)、河辺(11))である。

つぎに持統紀の場合、

対象者	場所	対象者	場所
(21)新羅使	筑紫館	(32)中央官人	
(22)新羅使	筑紫館	(33)中央官人	
(23)耽羅使	筑紫館	(34)中央官人	内裏
(24)蝦夷	飛鳥寺西槻下	(35)中央官人	内裏
(25)新羅使	筑紫	(36)中央官人	
(26)中央官人		(37)隼人	
(27)中央・地方官人、庶民(百姓)		(38)中央官人	
(28)中央官人		(39)中央官人	
(29)中央官人		(40)中央官人	
(30)新羅使	難波館	(41)中央官人	
(31)中央官人			

というように、「饗」の対象者では中央官人が(26)～(29)、(31)～(36)、(38)～(41)の一四例(当該紀全二一四例の約六七%を占める。)と最も多く、以下、

新羅使が(21)(22)(25)(30)の四例、耽羅使(23)、蝦夷(24)、地方官人、庶民(百姓)(27)、隼人(37)が各一例という具合で

ある。この持統紀の場合は、上に触れた天武紀の場合に比して新羅使の事例が激減するのに対し、中央官人、それも公

卿(26)(28)(29)(31)(32)(34)(35)(38)～(41)の一一例)など頭官の事例が新たに多く登場する。

「饗」の場所では、本文に明確な記載を有するか、あるいは本文から窺い知られる(22) (25) (30) (34) (35)の七例(当該紀全二一例の約三三%を占める。)あるにすぎない。これは、先に触れた天武紀の当該紀全二〇例のすべてに件の場所記載が所見されるのと大きな相違である。そして持統紀所見の場所記載七例についてみるに、筑紫(館)が(22) (23) (25)の三例と最も多く、以下、内裏が(34) (35)の二例、飛鳥寺西槻下が(24)、難波館が(30)の各一例という具合である。そしてこの七例における対象者についてみるに、新羅使が(22) (25) (30)の三例と最も多く、以下、中央官人が(34) (35)の二例、耽羅使が(23)、蝦夷が(24)の各一例となっている。これにより、「饗」の場所記載の乏しい持統紀にあってなお、新羅使への「饗」の場所記載が、他へのそれに比してより多くの事例数を有していることが知られる。しかしながら(25) (持統帝即位年の四年紀)を境にしてそれ以降においては新羅使に替り中央官人が「饗」の主たる対象者となっており、そしてまた、それに対応する「饗」の場所記載も極端に減少しているのである。これは持統紀が(25)を境にしてそれ以前とそれ以降とは当該記載様態を大きく異にしている、それ以前はその前紀たる天武紀の記載様態をほぼそのままの形で踏襲しているとみることができよう。こう想定する上において(21)の場所記載を欠く事例は、何ら支障にならぬと思う。というのは、この事例は、近き将来において新羅使を饗応せんとする勅使の差点を記す文の中にみられるので、この文には敢えてその饗応場所まで記す必要性を認めなかったと考えられるからである。あるいは仮にその必要性を認めたとしても、件の文中にはそうした饗応場所までを盛り込み難いというような事情があったともみられるからである。

このように持統紀内において、(25)を境にしてその前後兩部分の記載様態に大きな差異を認めうるのは、それら前後兩部分の依拠史料をも含めたその筆録者の相違性に帰せしめて考えられるべきことであろう。

ところで、現下問題として「饗」の場所記載の有無につき、それが天武紀以前にあっては如何ようであるかを左掲の当該記載全事例に当たって検討を加えてみよう

(ここに掲げる事例は「饗」の行事が執行されたとする記載に限定してある。また、各事例ごとの「饗」の場所記載の有無につき、下記該当欄に○印をもって示すと

もに、その所在条をも併記する。なお、「饗」の場所記載につき有と判定される事例には、当該場所の明確な記載を有するは勿論のこと、当該場所を知らしめるに足る記載を有するものをも含めてある。

記載事例

場所記載

所在条

有 無

1、月夜見尊受_レ勅而降。已到_于保食神許_一。保食神乃廻_レ首嚮_レ国。則自_レ口出_レ飯(中略)又嚮_レ山。則毛龜毛柔亦自_レ口出。夫品物悉備。貯_之百机_一而饗_レ之。

○

卷一神代紀上四神出生章第十一ノ一書

2、素戔嗚尊下_二到於安芸国可愛之川上_一也。彼處有神。名曰_二脚摩手摩_一。其妻名曰_二稻田宮主簀狭之八箇耳_一。此神正在妊身。夫妻共愁。乃告_二素戔嗚尊_一曰。我生兒雖_レ多。每_レ生。輒有_二八岐大蛇_一未吞。不得_レ一存。今吾且_レ産。恐亦見_レ吞。是以哀傷。素戔嗚尊乃教之曰。汝可_レ以_二衆菓釀_中酒八甕_上。吾当為_レ汝殺_レ蛇。二神随_レ教設_レ酒。至_二産時_一必彼大蛇当_レ戸_一将_レ吞_レ兒焉。素戔嗚尊勅_レ蛇曰。汝是可畏之神。敢不_レ饗乎。乃以_二八甕酒_一每_レ口沃入。其蛇飲_レ酒而睡。素戔嗚尊拔_レ劍斬之。

○

卷一神代紀上宝劔出現章第二ノ一書

3、(天皇)至_二筑紫国菟狭_一。(地名註、訓註略)時有_二菟狭国造祖号曰_二菟狭津彦。菟狭津媛_一。乃於_二菟狭川上_一。造_二一柱騰宮_一。而奉_レ饗焉。(訓註略)。

○

卷三神武即位前紀甲寅年10・5条

4 5、天皇使_レ徵_二兄猾及弟猾者_一。(訓註略)是兩人菟田県之魁帥者也。

(訓註) 時兄猾不_レ耒。弟猾即詣至。因拜_二軍門_一而告之曰。臣兄
兄猾之為_二逆狀_一。(中略) 乃潛伏_二其兵_一。權作_二新宮_一。而殿內
施_レ機。欲_レ因請饗以作難。願知_二此詐_一。善為_二之備_一。天皇即
遣_二道臣命_一察_二其逆狀_一。時道臣命審知_二有_二賊害之心_一。而大怒
詰_レ之曰。虜爾所_レ造屋。爾自居之。(中略) 逼令_二催入_一。兄猾
獲_レ罪於天。事無_レ所_レ辭。乃自蹈_レ機而_レ死。時陳_二其屍_一而斬
之。流血没_レ踝。故号_二其地_一曰_二菟田血原_一。已而弟猾大設_二牛
酒_一。以勞_二饗皇師_一焉。

6、(頭八咫鳥) 到_二弟磯城宅_一而鳴之曰。天神子召_レ汝。怡笑過。

怡笑過。(略註) 時弟磯城慄然改_レ容曰。臣聞_二天_一压神至。且夕

畏懼。善乎鳥。汝鳴_レ之若_レ此者歟。即作_二葉盤八枚_一。盛_レ食

饗之。

7、亦移_二居於葉田_一 (訓註) 葦守宮。時御友別參赴之。則以_二其

兄弟子孫。為_二膳夫_一而奉_レ饗焉。

8、饗_二高麗客於朝_一。

9、天皇欲_レ設_二吳人_一。(中略) 遂於_二石上高拔原_一饗_二吳人_一。

10、新羅遣_二弥至_一已知奈末_一献_二調賦_一。饗賜適_レ常。奈末喜_レ歡而罷曰。

(下略)。

○

○

○

○

○

○

○

卷三神武即位前紀戊午年 8・2 条

卷三神武即位前紀戊午年 11・7 条

卷十応神紀 22・9・10 条

卷十一仁德紀 12・8・10 条

卷十四雄略紀 14・4・1 条

卷十九欽明紀 21・9 条

11、新羅遣久礼叱及伐干貢調賦。司賓饗遇礼数減常。及伐干忿恨而罷。

12、遣膳臣傾子於越饗高麗使。(訓註略)

13、饗高麗使者於相樂館。

14、饗唐客等於朝。

15、饗客等於難波大郡。

16、饗使人等於朝。

17、饗百濟客矣。

18、蘇我蝦夷臣為大臣。独欲定嗣位。顧畏群臣不從。

則与阿倍麻呂臣議而聚群臣饗於大皇家。

19、饗高麗。百濟客於朝。

20、饗百濟客於朝。

21、饗新羅客於朝。

22、饗高麗。百濟客於難波郡。

23、饗高麗。百濟客。

24、饗百濟使人大佐平智積等於朝。(略註)

25、饗蝦夷於朝。

26、饗賜群臣伴造於朝堂庭而議授位之事。

○

卷十九欽明紀22条

○

卷十九欽明紀31・5条

○

卷十九欽明紀31・7是月条

○

卷廿二推古紀16・8・16条

○

卷廿二推古紀16・9・5条

○

卷廿二推古紀18・10・17条

○

卷廿二推古紀23・11・2条

○

卷廿三舒明即位前紀9条

○

卷廿三舒明紀2・8・8条

○

卷廿三舒明紀7・7・7条

○

卷廿三舒明紀11・11・1条

○

卷廿四皇極紀1・2・22条

○

卷廿四皇極紀1・2・25条

○

卷廿四皇極紀1・7・22条

○

卷廿四皇極紀1・10・12条

○

卷廿四皇極紀2・10・3条

27、於難波朝饗北(略註)蝦夷九十九人。東(略註)蝦夷九十五人。

28、於飛鳥岡本更定宮地。時高麗。百濟。新羅。並遣使進調。

為張紺幕於此宮地而饗焉。

29、作須弥山像於飛鳥寺西。且設孟蘭盆會。暮饗親貨邏人。

(略註)。

30、遂於有間浜召聚渡嶋蝦夷等大饗而帰。

31、蝦夷二百余詣闕朝獻。饗賜贍給有加於常。

32、甘檮丘東之川上。造須弥山而饗陸奥与越蝦夷。(訓註)。

33、阿倍臣簡集飽田。淳代二郡蝦夷二百卅一人。(中略)膽振

鉏蝦夷廿人於一所而大饗賜禄。(訓註)。

34、於石上池边作須弥山。高如廟塔。以饗肅慎卅七人。

35、饗賜郭務棕等。

36、饗賜劉德高等。

37、又饗夷。

38、饗賜蝦夷。

39、饗新羅客金押実等於筑紫。

これにより1〜39の三九例中、「有場所記載」(以下、「有記載」と略称する。)は1〜9、12〜16、18〜22、24〜28 30 39の二六例、「無場所記載」(以下、「無記載」と略称する。)は10 11 17 23 29 31〜38の一三例ということになり、全体的にみれば、「有記載」が「無記載」の

○ 卷廿六斉明紀1・7・11条

○ 卷廿六斉明紀2是歳条

○ 卷廿六斉明紀3・7・15条

○ 卷廿六斉明紀4・4条

○ 卷廿六斉明紀4・7・4条

○ 卷廿六斉明紀5・3・17条

○ 卷廿六斉明紀5・3是月条

○ 卷廿六斉明紀6・5是月条

○ 卷廿七天智紀3・10・4条

○ 卷廿七天智紀4・11・13条

○ 卷廿七天智紀7・7条

○ 卷廿七天智紀10・8・18条

○ 卷廿八天武紀1・11・24条

二倍の事例数を有していることがわかる。そしてそれら各記載の所見される巻次天皇紀と事例数を一括整理して示すと第2表のようになる。

第2表

巻次 天皇紀	記載	
	有	無
卷一神代紀	2	
卷三神武紀	4	
卷十応神紀	1	
卷十一仁徳紀	1	
卷十四雄略紀	1	
卷十九欽明紀	2	2
卷廿二推古紀	3	1
卷廿三舒明紀	4	
卷廿四皇極紀	4	1
卷廿六斉明紀	3	5
卷廿七天智紀		4
卷廿八天武紀	1	
合計	26	13

この第2表より、とくに指摘しておきたいのは、つぎの諸点である。すなわち、①事例数の面で「有記載」の半数しかない「無記載」の存する巻次がひとり巻廿二の一例のみを除けば、他の当該一二例のすべてがいわゆる呂口系列所属の巻次に存すること。②「無記載」の存する巻次には、ひとり巻廿七のみを除いて他はすべて「有記載」をも併存すること。③「有記載」「無記載」双方を併存する巻次のうち、事例数の面で「無記載」が「有記載」を上廻るのは、ひとり巻廿六のみであること。④「有記載」「無記載」双方のうち、後者のみ存するのは、ひとり巻廿七のみであること。これら①～④により、先に指摘した天武・持統両紀のうち「無記載」事例の卓越する持統紀が、ここにも記載面において呂口系列所属の巻次、とりわけ巻廿六や巻廿七と緊密な関係にあることを追認しうるのである。

なお、上述の「饗」字に深く関わる「宴」字について、その対象者として記されているのは、「饗」のそれに相違して該字五三例中五一例までが国内(邦)人であり、高麗・新羅・百濟などの外国使とするのは、

・宴海表諸蕃使者於朝堂。賜物各有差。

卷十五清寧紀4・1・7条

。饗「百濟使人大佐平智積等於朝」。(註)乃命「健兒」相「撲於翹岐前」。智積等宴畢。而退拜「翹岐門」。卷廿四
皇極紀1・7・22条

の僅か二例あるにすぎない。仍って『書紀』では、饗宴に係わる事柄を記すに原則として、外国使へのそれには「饗」字をもってし、国内(邦)人へのそれには「宴」字をもってしたことが知られるのである。

三 僧籍者の記載

同一僧籍者で天武・持統両紀に所見されるのは道藏と法藏の両者あるのみである。前者は、

・百濟僧道藏 天武紀12・7是月条

・百濟沙門道藏 持統紀2・7・20条

とあり、後者は、

・百濟僧法藏 天武紀14・10・8条

・法藏法師 天武紀14・11・24条

・沙門法藏 持統紀6・2・11条

とある。これらの事例により「僧」「法師」「沙門」の各語がともに同義に使用されていることを知りうる。そしてこうしたことは、同一僧籍者が卷次を異にする天皇紀に見出される左記諸事例からも齊しく言いえられるのである。

〔學問僧〕新漢人日文 卷廿二推古紀16・9・11条

〔學問僧〕僧旻 卷廿三舒明紀4・8条

		イ	
	僧旻僧	卷廿三舒明紀 9・2・23 条	
	沙門旻法師	卷廿五孝德即位前紀 条	
	寺主僧旻	卷廿五孝德紀大化 1・8・8 条	
	釈僧旻	卷廿五孝德紀大化 5・2 是月 条	
	僧旻法師	卷廿五孝德紀白雉 1・2・9 条	
	旻法師	卷廿五孝德紀白雉 4・5 是月 条	
	旻法師	卷廿五孝德紀白雉 4・6 条	
	旻法師	卷廿五孝德紀白雉 4・6 条	
	旻法師	卷廿五孝德紀白雉 4・6 条	
	(学問僧) 志賀漢人惠隱	卷廿二推古紀 16・9・11 条	
	大唐学問僧惠隱	卷廿三舒明紀 11・9 条	
	惠隱僧	卷廿三舒明紀 12・5・5 条	
	沙門惠隱	卷廿五孝德紀白雉 3・4・15 条	
	高麗沙門道顯	卷廿六齐明紀 6・7・16 条	
	釈道顯	卷廿六齐明紀 7・4 条	
	釈道顯	卷廿七天智制前紀 12 条	
	釈道顯	卷廿七天智紀 1・4 条	
	ハ		

さらに、これら諸事例のうちイとハによって、「釈」も「僧」「法師」「沙門」と同義に使用されていることが知られる。

およそ「書紀」においては、同義とされているそれらの語が僧籍者の上部に冠せられ、あるいは下部に付せられて、

つぎのごとき各記載形式が採られている（各記載形式の列挙順は該当事例数の多い順に拠る。）。

A形式……沙門十人名

B形式……僧十人名

C形式……学問僧十人名

D形式……人名十法師

E形式……人名十僧

F形式……积十人名

ここでは、これらA～Fの各記載形式を採る事例が同書に如何ように存在分布するか分析調査を通して天武・持統兩紀の記載上の特色・特異性を追求してみたい。まず、その各記載形式ごとの全事例を列記するとともに、それをわかり易くまとめて示す第3表を掲げておくこととする（僧籍者の下に付す——印は、この部分に僧籍者名列記のあることを示す。）。

A形式

1、沙門旻法師 卷廿五孝徳即位前紀条

2、沙門惠隱 卷廿五孝徳紀白雉3・4・15条

3、沙門惠資 卷廿五孝徳紀白雉3・4・15条

4、沙門智達 卷廿六斉明紀3是歳条

5、沙門智達 卷廿六斉明紀3是歳条

6、沙門智通 卷廿六斉明紀4・7是月条

7、沙門智踰 卷廿六斉明紀4是歳条

8、高麗沙門道顯

卷廿六齊明紀 6・7・16 条

9、沙門智祥

卷廿七天智紀 3、10、1 条

10、沙門知由

卷廿七天智紀 5 是冬条

11、沙門法弁

卷廿七天智紀 7・9・26 条

12、沙門道行

卷廿七天智紀 7 是歲条

13、沙門道文

卷廿七天智紀 10・11・10 条

14、沙門天淳中原瀛真人天皇

卷卅持統即位前紀条

15、新羅沙門行心

卷卅持統即位前紀条

16、新羅沙門行心

卷卅持統即位前紀条

17、百濟沙門道藏

卷卅持統紀 2・7・20 条

18、沙門道信

卷卅持統紀 3・1・9 条

19、沙門自得

卷卅持統紀 3・7・1 条

20、新羅沙門詮吉

卷卅持統紀 4・2・11 条

21、沙門法藏

卷卅持統紀 6・2・11 条

22、沙門觀成

卷卅持統紀 6・⑤・4 条

23、沙門法鏡

卷卅持統紀 7・1・16 条

24、高麗沙門福嘉

卷卅持統紀 7・6・1 条

25、沙門法員

卷卅持統紀 7・11・14 条

26、大官大寺沙門弁通

卷廿持統紀10・11・10条

B形式

1、僧曇惠

卷十九欽明紀15・2条

2、僧道深

卷十九欽明紀15・2条

3、僧惠総

卷廿一崇峻紀1是歳条

4、僧聆照律師

卷廿一崇峻紀1是歳条

5、高麗僧惠慈

卷廿二推古紀1・4・10条

6、高麗僧惠慈

卷廿二推古紀3・5・10条

7、高麗僧惠慈

卷廿二推古紀23・11・15条

8、高麗僧惠慈

卷廿二推古紀29・2是月条

9、百濟僧觀勒

卷廿二推古紀10・10条

10、高麗僧僧隆

卷廿二推古紀10・⑩・15条

11、百濟僧道欣

卷廿二推古紀17・4・4条

12、僧曇徴

卷廿二推古紀18・3条

13、僧惠斉

卷廿二推古紀31・7条

14、僧惠灌

卷廿二推古紀33・1・7条

15、百濟僧道蔵

卷廿九天武紀12・7是月条

16、飛鳥寺僧福揚

卷廿九天武紀13・④・24条

17、僧福揚 卷廿九天武紀13・④・29条

18、百濟僧常輝 卷廿九天武紀14・10・4条

19、百濟僧法藏 卷廿九天武紀14・10・8条

C形式

1、學問僧新漢人日文 卷廿二推古紀16・9・11条

2、學問僧靈雲 卷廿三舒明紀4・8条

3、大唐學問僧惠隱 卷廿三舒明紀11・9条

4、大唐學問僧清安 卷廿三舒明紀12・10・11条

5、學問僧道巖 卷廿五孝德紀白雉4・5・12条

6、學問僧知弁 卷廿五孝德紀白雉4・5・12条

7、學問僧道福 卷廿五孝德紀白雉4・5・12条

8、學問僧惠妙 卷廿五孝德紀白雉5・2条

9、學問僧觀常 卷廿九天武紀14・5・26条

10、學問僧智隆 卷卅持統紀1・9・23条

11、學問僧明聰 卷卅持統紀3・4・20条

12、學問僧明聰 卷卅持統紀3・6・20条

13、大唐學問僧智宗 卷卅持統紀4・9・23条

14、大唐學問僧智宗 卷卅持統紀4・10・10条

15、學問僧弁通——

卷卅持統紀 7・3・16 条

D 形式

1、德齊法師

卷廿一崇峻紀 3 是歲条

2、沙門旻法師

卷廿五孝德即位前紀条

3、沙門狛大法師——

卷廿五孝德紀大化 1・8・8 条

4、惠妙法師

卷廿五孝德紀大化 1・8・8 条

5、道登法師

卷廿五孝德紀白雉 1・2・9 条

6、僧旻法師

卷廿五孝德紀白雉 1・2・9 条

7、旻法師

卷廿五孝德紀白雉 4・5 是月条

8、僧旻法師

卷廿五孝德紀白雉 4・5 是月条

9、旻法師

卷廿五孝德紀白雉 4・6 条

10、旻法師

卷廿五孝德紀白雉 4・6 条

11、玄昇法師

卷廿六齊明紀 4・7 是月条

12、法藏法師

卷廿九天武紀 14・11・24 条

E 形式

1、百濟觀勒僧

卷廿二推古紀 32・4・3 条

2、觀勒僧

卷廿二推古紀 32・4・17 条

3、僧旻僧

卷廿三舒明紀 9・2・23 条

- 4、惠隱僧
- 5、福林僧
- 6、義成僧
- 7、飛鳥寺弘聰僧
- 8、惠妙僧
- 9、惠妙僧
- 10、法忍僧
- 11、義照僧

F形式

- 1、釈僧旻
 - 2、釈道顕
 - 3、釈道顕
 - 4、釈道顕
- 卷廿三舒明紀12・5・5条
 - 卷廿九天武紀2・12・17条
 - 卷廿九天武紀9・7・20条
 - 卷廿九天武紀9・11・16条
 - 卷廿九天武紀9・11・16条
 - 卷廿九天武紀朱鳥1・6・28条
 - 卷廿九天武紀朱鳥1・6・28条
 - 卷廿六斉明紀7・4条
 - 卷廿七天智即位前紀12条
 - 卷廿七天智紀1・4条

第3表

卷次 天皇紀	記載形式	A	B	C	D	E	F	合計
卷十九	欽明紀		2					2
卷廿一	{用明紀 崇峻紀}		2		1			3
卷廿二	推古紀		10	1		2		13
卷廿三	舒明紀			3		2		5
卷廿五	孝徳紀	3		4	9		1	17
卷廿六	斉明紀	5			1		1	7
卷廿七	天智紀	5					2	7
卷廿八	天武紀				1			1
卷廿九	天武紀		5	1		7		13
卷卅	持統紀	13		6				19
合計		26	19	15	12	11	4	87

〔備考〕 卷廿敏達・卷廿四皇極の両紀にはA～Fの記載形式を採る事例が所見されないため、それら両紀は当表より除外してある。

この第3表により、A～Fの六形式中、天武紀にはBCEの三形式、持統紀にはACの二形式が各々所見され、形式種類数の点で、天武紀の方が持統紀より僅かながらも上廻っていることを知りうる。これら両紀に所見される各形式とその事例数のあり様をみるに、BE各形式は天武紀に所見されるが、持統紀に全く所見されず、逆にA形式は持統紀に多見されるが、天武紀に全く所見されず、C形式は、それら両紀に共通して所見されるものの、天武紀に比して持統紀により多見されるといふように、それら両紀に所見される各形式とその事例数のあり様には顕著な対照性が認められる。そしてそれら両紀のうち、天武紀にのみ所見されるBE両形式と、持統紀にのみ所見されるA形式が、各々天武紀以前

第4表

「ホウシ」の 表記 卷次 天皇紀	僧	沙門
卷十九欽明紀	2	
卷廿敏達紀	1	
卷廿一用明紀 崇峻紀	3	
卷廿二推古紀	31	
卷廿三舒明紀	5	
卷廿四皇極紀	2	
卷廿五孝徳紀	13	7
卷廿六斉明紀		5
卷廿七天智紀		6
卷廿九天武紀	43	
卷卅持統紀	8	19
合計	108	37

〔備考〕 卷廿八天武紀には当該事例が所見されないので、当紀は当表より除外してある。

の諸天皇紀にあつては如何ように所見されるかというに、①B E両形式のうち、B形式は卷十九欽明(二例)・卷廿一崇峻(二例)・卷廿二推古(一〇例)の三天皇紀に、②E形式は卷廿二推古(二例)・卷廿三舒明(二例)の三天皇紀に、③A形式は卷廿五孝徳(三例)・卷廿六斉明(五例)・卷廿七天智(五例)の三天皇紀に各々所見される。ゆえに①より、B形式は呂系列所属の諸天皇紀よりもイ系列所属のそれに、②③より、E形式はイ系列所属の諸天皇紀のみに、A形式はロ系列所属の諸天皇紀のみに各々存在ないし偏向分布することから、ここにも天武紀とイ系列所属の諸天皇紀、持統紀とロ系列所属のそれとの記載上における緊密な関係を各々追認しうるのである。

天武紀よりも持統紀に多見されるC形式は、卷廿二推古(一例)、卷廿三舒明(三例)、卷廿五孝徳(四例)の諸天皇紀に各々所見されるので、このC形式とその事例数のあり様からは、記載の上で持統紀と密接な関係にある系列がいずれであるかを必ずしも明確に云々しえない。

そこで、天武・持統両紀のみならず『書紀』全般を通して「ホウシ」と訓まれ、あるいはその意をもつ「僧」「法師」「沙門」「釈」のうち、とくに多くの事例数を有する「僧」と「沙門」をとり上げ、記載の上において天武紀と持統紀が各々如何なる系列に所属する諸天皇紀とより緊密な関係にあるかを、いま少しく検討を加えてみようと思う。

「僧」と「沙門」の存在分布を示す第4表により、「ホウシ」の表記として天武紀では「僧」が専用されており（他に「法師」が、持統紀では「僧」（八例）よりも「沙門」（一九例）が多用されている。この持統紀に多見される「沙門」は、天武紀に全く所見されない。そしてこうした「僧」と「沙門」の『書紀』における存在分布のあり様をみるに、持統紀よりも天武紀に頻見される「僧」は、卷十九欽明紀以下卷廿五孝徳紀までのいずれの天皇紀にも所見されるが、卷廿二推古紀（三一例）、卷廿三舒明紀（五例）、卷廿五孝徳紀（二三例）、とりわけ卷廿二推古紀に多見される。これに対し天武紀には全く所見されずに持統紀に多見される「沙門」は、卷廿五孝徳紀以下卷廿七天智紀までの三天皇紀にのみ偏向分布する。よって天武紀とイ系列に所屬する諸天皇紀、持統紀とロ系列に所屬する諸天皇紀とが記載の上で各々密接な関係にあることを、この点からもまた、追認しうるのである。

なお、上記の「僧」と「沙門」に深く関わる表記として「僧尼」があり、これが天武・持統両紀に如何ように所見されるか、この検討を通してこれら両紀の「僧尼」に関わる記述内容について若干説述しておきたい。まず、それら両紀所見の「僧尼」の全例を掲げよう。

△天武紀▽

閭之状^上

8・10・13条

1、請僧尼二千四百余而大設齋焉。

4・4・5条

5、勅曰。凡諸僧尼者。常住寺内。以護三宝。

2、大旱。遣使四方捧幣帛。祈諸神祇。亦請諸僧尼。祈于三宝。然不雨。由是五穀不登。百姓飢

6 7、恤京内諸寺貧乏僧尼及百姓。而賑給之。每僧

之。

5是夏条

尼各施四匹（中略）沙弥及白衣各施二疋。

3、貧乏僧尼施綿布。

8・3・22条

9・10・4条

4、勅制僧尼等威儀。及法服之色。并馬從者往未巷

8、任僧正。僧都。律師。因以勅曰。統領僧尼如

法云々。

12・3・2条

朱鳥1・9・27条

9、始請「僧尼」安_二居于宮中_一。因簡「淨行者卅人」出家。

14、諸僧尼亦哭_二於殯庭_一。

朱鳥1・9・28条

12是夏条

15、僧尼亦發_レ哀。

朱鳥1・9・29条

10、化表百濟僧尼及俗人。男女并廿三人。皆安_二置于武

16、僧尼發_レ哀之。

朱鳥1・9・30条

藏国_一。

13・5・14条

〈持統紀〉

11、始請「僧尼」安_二居于宮中_一。

14・4・15条

17、筑紫大宰献_二三国_一。高麗。百濟。新羅百姓男女并僧尼

12、度「僧尼」并一百。因以坐_二百菩薩於宮中_一。讀_二觀音經

六十二人_一。

即位前紀⑫条

二百卷_一。

朱鳥1・8・2条

18、筑紫大宰献_二投化新羅僧尼及百姓男女廿二人_一。居_二于

13、平旦。諸僧尼發_二哭於殯庭_一乃退之。

武藏国_一。賦_レ田受_レ稟。使_レ安_二生業_一。

1・4・10条

天武・持統兩紀所見の「僧尼」について、すぐ気付くのは該表記が天武紀に一六例もあるのに、持統紀には二例しかないというように、その在り方に大きな偏りがみられることである。それに持統紀所見の僅々二例の「僧尼」がともに

高麗・百濟・新羅のうちのいずれかの国から献ぜられた者とされているのに対し、天武紀所見一六例の「僧尼」にあつては、僅か10の一例にのみそうした海外の国、すなわち百濟から「化表」した者がみられるにすぎぬというように、

「僧尼」なる表記の事例数のみならず、その内容においても、それら兩紀に記すところは大きい趣を異にしているのである。そのように多くの事例数をもつとともに、その内容においても、海外の国でなく、わが国内により深く関わりと

される「僧尼」についての記述内容をいま少し詳しく窺うに、「僧尼」への物品(件)施(賜)与のことが3と7にみえるが、実は天武・持統兩紀にみる諸種の「ホウシ」関係諸記事中であつて、それら兩紀に共通し、しかも最も多くの

事例数を有するのが件の「ホウシ」への物品(件)施(賜)与記載なのである。そしてこれが天武紀には、上記37の

ほかに、

- ①幸_二于川原寺_一。施_二稻於衆僧_一。 14・8・13条
- ②百濟僧常輝封_二卅戸_一。是僧寿百歳。 14・10・4条
- ③遣_二百濟僧法藏_一。優婆塞益田直金鍾於美濃。令_レ煎_二白朮_一。因以賜_二絁綿布_一。 14・10・8条
- ④絁綿布以施_二大官大寺僧等_一。 14・12・16条
- ⑤請_二三綱_一。律師。及大官大寺知事。佐官。并九僧。以_二俗供養_一々之。仍施_二絁綿布_一。各有_レ差。 朱鳥1・1・9条
- ⑥三綱。律師。及四寺和上。知事。并現有師位僧等。施_二御衣_一。御被各一具。 朱鳥1・6・16条
- ⑦法忍僧。義照僧為_レ養_レ老各封_二卅戸_一。 朱鳥1・6・28条
とあり、持統紀には、
- ⑧請_二集_二三百竜象大徳等於飛鳥寺_一。奉_二施袈裟_一。人別一領。 1・8・28条
- ⑨賜_二越蝦夷沙門道信仏像一軀_一。灌頂幡。鍾鉢各一口。五色綵各五尺。綿五屯(中略)鞍一具。 3・1・9条
- ⑩詔_二筑紫大宰粟田真人朝臣等_一。賜_二學問僧明聡_一。觀智等為_レ送_二新羅師友_一綿各一百四十斤_上。 3・6・20条
- ⑪付_二賜陸奥蝦夷沙門自得所_一請金銅藥師仏像。觀世音菩薩像。各一軀。鍾。娑羅。宝帳。香爐。幡等物_一。 3・7・1条
- ⑫⑬以_二絁絲綿布_一奉_二施七寺安居沙門三千三百六十三_一。別為_二皇太子_一奉_二施於三寺安居沙門三百廿九_一。 4・7・14条
- ⑭賜_二陰陽博士沙門法藏_一。道基銀人廿兩_一。 6・2・11条
- ⑮賜_二沙門觀成絁十五匹_一。綿卅屯。布五十端。美_二其所造鉛粉_一。 6・⑤・4条

①⑥賜「船瀬沙門法鏡水田三町」。
7・1・16条

①⑦賜「擬遣新羅使直広肆息長真人老。勤大弐大伴宿祢子君等。及学問僧弁通。神叡等純綿布^上。各有^レ差。」
7・3・16条

①⑧賜「大官大寺沙門弁通食封卅戸」。
10・11・10条

とある。

これら天武・持統両紀所見の記載につき、(一)被施(賜)与者たる「ホウシ」が固有名詞をもって記されている(○)か否(×)か。(二)その被施(賜)与物品(件)が具体的数量単位をもって記されている(○)か否(×)か、の二事項および「ホウシ」への物品(件)施(賜)与を記すに如何なる文字が用いられているかといった事柄などをわかり易く一括して示すのが第5表である。

第5表

卷次 天皇紀	史料列 挙番号	事 項		用字
		(一)	(二)	
卷廿九 天武紀	3	×	×	施
	7	×	○	賑給
	①	×	×	施
	②	○	○	封
	③	○	×	賜
	④	×	×	施
	⑤	×	×	施
卷卅 持統紀	⑥	×	○	施
	⑦	○	○	封
	⑧	×	○	奉施
	⑨	○	○	賜
	⑩	○	○	賜
	⑪	○	○	付賜
	⑫	×	×	奉施
	⑬	×	×	奉施
	⑭	○	○	賜
	⑮	○	○	賜
	⑯	○	○	賜
	⑰	○	×	賜
	⑱	○	○	賜

これにより、(1)、(一)(二)両事項ともに○印となっている事例が、天武紀には二例(②⑦)しかないのに対して、持統紀には七例(⑨⑩⑪⑭⑮⑯⑰)もあること。つまり、被施(賜)与者たる「ホウシ」が固有名詞をもって、また、その被施(賜)与物品(件)が具体的数量単位をもって各々記されている事例は天武紀よりも持統紀に遥かに多くみられること。(2)、「ホウシ」に某かの物品(件)が施(賜)与されることを記す用字として、天武紀では「施」が五例(③①④⑤⑥)と最も多く、以下、「封」(②⑦の二例)、「賑給」(⑦の一例)、「賜」(③の一例)の順となっているのに対し、持統紀では「賜」が八例(⑨⑩⑪△付賜⑭⑮⑰)と最も多く、以下、それに「奉施」(⑧⑫⑬の三例)がついでいる。つまり、「ホウシ」への施(賜)与物品(件)を記す用字として、天武紀では「施」が多く「賜」が極めて少ないのに対し、持統紀では逆に「賜」が極めて多く「施」が少ないこと。(3)、天武・持統両紀において固有名詞をもって記されている被施(賜)与者たる「ホウシ」への施(賜)与物品(件)の記載には、持統紀に卓越するところの「賜」(但し、封戸の「封」除く)の文字が、逆に固有名詞をもって記されていない被施(賜)与者たる「ホウシ」への施(賜)与物品(件)の記載には、天武紀に卓越するところの「施」(但し、同紀の7の「賑給」の一例を除く)の文字が各々用いられていること、などを知らうるのである。

一体に、施主・施行(施為)・施餓鬼・布施などという語辞からも知られるように、「ホウシ」または仏(舎)などへの物品(件)施(賜)与の記載として「施」の文字が用いられるのは、まさに相応しく、これが『書紀』全巻を通して前掲史料3①④⑤⑥⑧⑫⑬の八例のほか、

・皇太子亦講「法華經於岡本宮」。天皇大喜之。播磨国水田百町施于皇太子。因以納于斑鳩寺。 卷廿二推古

紀14是歳条

・勅。絶綿糸布。以施于京内廿四寺各有差。

卷廿九天武紀9・5・1条

。以「金光明經一百部送置諸國」。必取「每年正月上玄」讀之。其布施以「当国官物」充之。卷卅持統紀8・5・11条の三例を加えた都合十一例存する。そしてその天武紀に卓越する「施」なる文字が用いられるのは、すべて前記傍線口部分の場合に限られており、持統紀に卓越する「賜」なる文字が用いられるのは、すべて前記傍線イ部分の場合に限られている、という整然とした規則性の存在をも指摘しうるのである。

以上の「ホウシ」あるいは仏（舎）などへの施（賜）与物品（件）記載のほか、天武・持統両紀所見の「ホウシ」に關わる諸記載には、同種・同類にして複数の事例をもち、しかもいずれかの天皇紀にしか所見されぬもの（以下、これを甲記載と仮称する。）ないしはいずれかの天皇紀に極端な偏向分布を示すもの（以下、これを乙記載と仮称する。）があり、つぎにこうした事例を掲記して、それら両紀の記載のあり様、別言すれば、それら両紀の史書としての性格如何について考察する資としたい。

甲記載

イ造寺司・僧官への就・加・辞任記載

〈天武紀〉

●以「小紫美濃王」。小錦下紀臣「多麻呂」。拜造「高市大寺司」。（註）時知事福林僧由「老辞」知事。然不聽焉。

2・12・17条

●以「義成僧」為「小僧都」。是日。更加「佐官」二僧。

●任「僧正」。僧都。律師。因以勅曰。統「領僧尼」如「法」云々。 2・12・27条 12・3・2条

ロ「ホウシ」への統領・制禁記載（前記イ記載の●印事例（とくに傍線部分）もここに含めうる。）

〈天武紀〉

●勅制「僧尼等威儀」。及「法服之色」。并「馬從者」往「未巷閭」之状上。 8・10・13条

- 勅曰。凡諸僧尼者。常住「寺内」。以護「三宝」。(下略) 8・10是月条
- 八宮中法会記載

△天武紀▽

- 始講「僧尼安」居于「宮中」。因簡「淨行者卅人」出家。 12是夏条
- 始請「僧尼安」居于「宮中」。 14・4・15条
- 僧正。僧都等。参「赴宮中」而悔過矣。 朱鳥1・7・2条
- 請「二百僧」讀「金光明經」於「宮中」。 朱鳥1・7・8条
- ニ「ホウシ」の病・死記載

△天武紀▽

- 飛鳥寺弘聡僧終。遣「大津皇子」。高市皇子「弔之」。 9・7・20条
- 遣「草壁皇子」訊「惠妙僧之病」。明日「惠妙僧終」。仍遣「三皇子」而弔之。 9・11・16条
- 僧「福揚」自刺「頸」而死。 13・④・29条
- 乙記載

ホ度者記載 (●印事例(とくに傍線部分)は前記ハ記載にも含めうる。)

△天武紀▽

- 皇后体不予。則為「皇后」誓願之。初興「薬師寺」。仍度「二百僧」。由是得「安平」。 9・11・12条
- 天皇病之。因以度「二百僧」。俄而愈之。 9・11・26条
- 大弁官直大参羽田真人八国病。為「之度」僧「三人」。 朱鳥1・3・6条

●為「天皇」度八十僧。朱鳥1・8・1条

●度「僧尼」并一百。因以坐「百菩薩於宮中」。讀「觀世音經」二百卷。朱鳥1・8・2条

〈持統紀〉

●為「皇女飛鳥」度「沙門」一百四口。8・8・17条

なお、持統紀には既述の「ホウシ」への施（賜）与記載以外に同種・同類にしてかなり多くの事例をもち、しかも同紀独有ともいうべきものを何ら見出しえない。ただ、学問僧十人名の記載形式を採る事例が、天武紀に僅か、高向朝臣麻呂。都努朝臣牛飼等。至自新羅。乃学問僧觀常。雲觀。從至之。（下略）14・5・26条の一例しかないのに対し、持統紀には、

★新羅遣「王子金霜林。級喰金薩摹。及級喰金仁述。大舍蘇陽信等」奏「請国政」。且献「調賦」。学問僧智隆附而至焉（下略）1・9・23条

★新羅遣「級喰金道那等」奉「帛」瀛真人天皇喪。并上「送学問僧明聡。觀智等」。別献「金銅阿弥陀像」（中略）綵帛。錦綾。3・4・20条

。詔「筑紫大宰粟田真人朝臣等」。賜「学問僧明聡。觀智等為送新羅師友」綿各一百四十斤。3・6・20条

★大唐学問僧智宗。義徳。淨願。軍丁筑紫国上陽咩郡大伴部博麻。從新羅送使大奈末金高訓等。還「至筑紫」。4・9・23条

。大唐学問僧智宗等至「于京師」。4・10・10条

。賜「擬遣新羅」使直広肆息長真人老。勤大弑大伴宿祢子君等。及「学問僧弁通。神叡等」絶綿布。各有「差」。7・

3・16条

の六例もある。しかも天武紀の場合、件の学問僧（雲觀）が新羅よりわが国に帰還したのは、日本官人に随伴してのとであつたとするのに対し、持統紀の★印事例の場合、件の学問僧（智隆・明聡・觀智・智宗・義徳・浄願ら）が新羅や唐よりわが国に帰還したのは、いずれも新羅使人・送使に随伴してのことであつたとしている点に大きな相違を認知しうる。いずれにしても、それら両紀における学問僧が遣羅（唐）僧であり、学問僧を冠する固有名詞が天武紀よりも持統紀に格段多く所見されるのも旁注しておいてよいことであろう。また、このように固有名詞をもつ「ホウシ」の記載が第6表に示すように、叙述対象期間の長い（一七〇ヶ月）天武紀よりも、その短い（一三五ヶ月）持統紀の方に遥かに多く所見されるのも、持統紀における記載上の一つの大きな特色ないし特異性といえよう。

第6表

固有名詞をもつ「ホウシ」	
卷廿九天武紀	卷卅持統紀
雲觀 14・5・26条	天淳中原瀛真人天皇 即位前紀
恵妙 9・11・16条	鉄折 3・1・3条
觀常 14・5・26条	觀成 6・⑤・4条
義照 朱鳥 1・6・28条	觀智 3・4・20条
義成 2・12・27条	義徳 4・9・23条
弘聴 9・7・20条	行心 朱鳥 1・10・2条
常輝 14・10・4条	朱鳥 1・10・29条
道蔵 12・7是月条	自得 3・7・1条
福揚 13・④・24条	浄願 4・9・23条
13・④・29条	

計 一 二 名																		法忍	法蔵	福林
																		朱鳥 1 ・ 6 ・ 24 条	14 ・ 11 ・ 24 条	14 ・ 10 ・ 8 条
計 二 五 名	明聡	法蔵	法鏡	法員		弁通	福嘉	道蔵	道信	道光	道基	智隆	智宗	詮吉	善往	真義	神叡	脂利古男麻呂		
	3 ・ 6 ・ 20 条	3 ・ 4 ・ 20 条	6 ・ 2 ・ 11 条	7 ・ 1 ・ 16 条	7 ・ 11 ・ 14 条	10 ・ 11 ・ 10 条	7 ・ 3 ・ 16 条	7 ・ 6 ・ 1 条	2 ・ 7 ・ 20 条	3 ・ 1 ・ 9 条	8 ・ 4 ・ 17 条	6 ・ 2 ・ 11 条	1 ・ 9 ・ 23 条	4 ・ 9 ・ 10 条	4 ・ 2 ・ 11 条	7 ・ 11 ・ 14 条	7 ・ 11 ・ 14 条	7 ・ 3 ・ 16 条	3 ・ 1 ・ 3 条	

[備考] 各天皇紀における僧名の列記順は五十音順に拠る。

四 行幸・巡行の記載

天武・持統兩紀には多くの行幸・巡行記載が所見され、その実状をまとめて示すと第7表のようになる。これによって窺うに、天武紀には高安城(1)、越智(2)、吉野宮(3)、泊瀬(4)、菟田吾城(5)、犬養連大伴家(6)、朝孀(7)、新城(8)、鏡姫王之家(9)、京師(10)、広瀬(11)、飛鳥寺(12)、浄土寺(13)、川原寺(14)、白錦後苑(15)への行幸・巡行記載があり、この合計一五例にみる行幸・巡行の行先は、一つとして同一箇所はなく、すべて不同一箇所とされている。この行幸・巡行の主体者たる「天皇」を記すのは、1 2 6 9 10 12 13の七例、それを記さぬのは3 4 5 7 8 11 14 15の八例で、それを記す例よりも記さぬ例のほうが若干ながら多い。そして帰還、すなわち還宮についての記載がみられるのは合計一五例中、3 4の二例あるのみである。それに3 5 7 8 10 14の九例には助字「于」がみられる。

第7表

		天皇 紀載 項目
1 天皇幸於高安城		4・2・23条
2 天皇幸於越智拜後岡本天皇陵		8・3・7条
3 幸于吉野宮		8・5・5 (甲申) 条——車駕還宮 8・5・7 (丙戌) 条
4 幸泊瀬以宴迹驚淵上(中略)自泊瀬還宮之日看群卿儲細馬於迹見駅家道頭皆令馳走		8・8・11条
5 幸于菟田吾城		9・3・23条
		行幸・巡行の記載
		A
○	○	B
	○	C
○		D
	○	E
	3	F

		合計																				
			紀	武	天																	
6	天皇幸 _二 犬養連大伴家 _一	9・7・5条																				
7	幸 _二 于朝孀 _一	9・9・9条																				
8	幸 _二 于新城 _一	11・3・16条																				
9	天皇幸 _二 鏡姬王之家 _一	12・7・4条																				
10	天皇巡 _二 行于京師 _一	12・7・18条																				
11	幸 _二 于広瀬 _一	13・7・4条																				
12	天皇幸 _二 于飛鳥寺 _一	14・5・5条																				
13	天皇幸 _二 于浄土寺 _一	14・8・12条																				
14	幸 _二 于川原寺 _一	14・8・13条																				
15	幸 _二 白錦後苑 _一	14・11・6条																				
1	天皇幸 _二 吉野宮 _一	3・1・18 (辛未) 条																				
21	(甲戌) 条																					
2	天皇幸 _二 吉野宮 _一	3・8・4 (甲申) 条																				
3	天皇幸 _二 高安城 _一	3・10・11条																				
4	天皇幸 _二 于腋上陂 _一	4・2・5条																				
5	天皇幸 _二 吉野宮 _一	4・2・17 (甲子) 条																				
6	天皇幸 _二 吉野宮 _一	4・5・3 (戊寅) 条																				
	天皇至 _二 自吉野宮 _一	3・1・																				
			7																			
			8																			
			2																			
			13																			
			1																			
		4																				

紀 統 持

33 幸 吉野宮 8・9・4 (乙酉) 条	32 幸 吉野宮 8・4・7 (庚申) 条 天皇至自吉野宮 (丁亥) 条	31 幸 吉野宮 8・1・24 (戊申) 条	30 幸 藤原宮 即日還宮 8・1・21 条	29 幸 吉野宮 7・11・5 (庚寅) 条 車駕還宮 7・11・10 (乙未) 条	28 幸 多武嶺 7・9・5 条 車駕還宮 7・9・6 条	27 幸 吉野宮 7・8・17 (甲戌) 条 車駕還宮 7・8・21 (戊寅) 条	26 幸 藤原宮地 7・8・1 条	卯) 条	25 幸 吉野宮 7・7・7 (甲午) 条 天皇至自吉野 7・7・16 (癸卯) 条	24 幸 吉野宮 7・5・1 (己丑) 条 天皇至自吉野宮 7・5・7	(壬寅) 条	23 幸 吉野宮 7・3・6 (乙未) 条 天皇至自吉野宮 7・3・13	22 幸 吉野宮 6・10・12 (癸酉) 条 車駕還宮 6・10・19 (庚辰)	21 幸 飛鳥皇女田莊 即日還宮 6・8・17 条	20 幸 吉野宮 6・7・9 (壬寅) 条 車駕還宮 6・7・28 (辛酉) 条
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	○		○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○
○		○					○								
○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○
				6	5	10	7	8	8						20

34	幸吉野宮	9・②・8	(丙戌) 条	車駕還宮	9・②・15	(癸巳) 条	○	○	○	○	8
35	幸吉野宮	9・3・12	(己未) 条	天皇至自吉野	9・3・15		○	○	○	○	8
(壬戌) 条											
36	幸吉野宮	9・6・18	(甲午) 条	至自吉野	9・6・26	(壬寅)	○	○	○	○	4
条											
37	幸吉野	9・8・24	(己亥) 条	至自吉野	9・8・30	(乙巳) 条	○	○	○	○	7
38	幸菟田吉隱	9・10・11	条	至自吉隱	9・10・12	条	○	○	○	○	7
39	幸吉野宮	9・12・5	(戊寅) 条	至自吉野	9・12・13	(丙戌)	○	○	○	○	9
条											
40	幸吉野宮	10・2・3	(乙亥) 条	至自吉野	10・2・13	(乙酉)	○	○	○	○	9
条											
41	幸二槻宮	10・3・3	条				○	○	○	○	11
条											
42	幸吉野宮	10・4・28	(己亥) 条	至自吉野	10・5・4	(乙巳)	○	○	○	○	7
条											
43	幸吉野宮	10・6・18	(戊子) 条	至自吉野	10・6・26	(丙申)	○	○	○	○	9
条											
44	幸吉野宮	11・4・7	(壬申) 条	至自吉野	11・4・14	(己卯)	○	○	○	○	8

合計	
	18
	26
	31
	13
	31

一方、持統紀には吉野宮（1 2 5 6 8 10 11 13 16 19 20 22 25 27 29 31 37 39 40 42 43 44）、高安城（3）、腋上陂（4）、泊瀬（7）、紀伊（9）、藤原（12 26 30）、高宮（17）、伊勢（18）、飛鳥皇女田莊（21）、多武嶺（28）、菟田吉隱（38）、二槻宮（41）への行幸記載があり、この合計四四例にみる行幸の行先は、上記のごとくほぼ一二箇所に集約しうる。同一箇所に於て事例が複数に及ぶのは吉野宮（三一例）及び藤原（三例）への行幸あるのみである。

ところで、この行幸の主体者たる「天皇」を記すのは1 18の一八例、それを記さぬのは9 44の三六例で、それを記す例よりも記さぬ例の方がかなり多い。しかも、18と19を境にして、それ以前と以後では「天皇」を記す例と記さぬ例が截然と分かれていた。そして帰還、すなわち還宮についての記載がみられるのは1 9 11 13 25 27 30 32 34 40 42 43 44の三一例、逆にそれがみられぬのは2 8 10 12 26 31 33 41の一三例で、該記載のみられる例の方がみられぬ例よりも遙かに多い。それに助字「于」は4に一例みられるのみで、還宮のことを記す合計三一例から、「(車駕) 還宮」とある18 22 27 30 34の一〇例を差し引いた1 9 11 13 17 23 24 25 32 35 40 42 43 44の二二例にはすべて「至自」なる記載がみられる。

以上が天武・持統両紀所見の行幸・巡行記載に関する様態の梗概であるが、そのうち何といつても顕著にして注目すべきは吉野（宮）への行幸記載が天武紀に一例しかみられぬのに対し、持統紀に三一例もみられることである。この吉野（宮）への行幸記載は、天武・持統両紀に共通して所見されるとはいえず、それら両紀における該記載の、他余の行幸・巡行記載中に占める割合には、天武紀で合計一五例中の一例（約六・七％）、持統紀で合計四四例中の三一例（約七〇・五％）というように極めて大きな比重が認められる。よって件の吉野（宮）への行幸記載が天武紀よりも持統紀において如何に多く所見されるか、取りも直さず持統天皇が如何に頻々と吉野（宮）へ行幸されたかをよく理會しうるので

ある。そこで、件の両紀所見の吉野(宮)への行幸記載について、いま少しく考察を深めてみようと思う。

天武・持統両紀に共通して所見される吉野(宮)への行幸記載のうち、発輦還宮の両日を併有する事例に注目して、
発輦から還宮までの所要日数を検してみると、天武紀の一例(3)は三日、持統紀の二三例(1)は三日、
還宮についての干支日付不明の(2)にあつて五日未満が三例、五日以上一〇日未満が一六例、一〇日以上が四例という具合であ
32の一例を差引いた二三例。)

る。つまり、所要日数についてみれば、持統紀の事例中11の一例のみが、天武紀における事例の三日と同じだけで、持統紀における諸他の事例はすべて四日以上に亘っており、二〇日という長期に及ぶ事例(20の一例)もある。このように所要日数の点で持統紀所載の事例は、天武紀所載のそれを遙かに上廻っているのである。それでは何故に持統紀には斯くまで長期に亘る吉野(宮)への行幸が、しかも頻々と記載されているのであろうか。絮説するまでもなく、それは、
鷗野皇女(持統天皇)がその夫君天武先帝を大内陵に埋葬した年の翌三年を皮切りとして、さらに四年の登極後において、その行幸が漸次長期化するとともに、その回数も増加していった史実を国史、すなわち持統紀がかなり忠実に伝えているからであろう。とすれば、持統天皇にそれ程まで吉野行きを執心させ、かつそれを履行せしめた動機ないし理由は一体如何ようなものであったのか。無論、その内実・真相の何たるかは、こと帝王の御宸襟・御叡慮に関わることで、これを的確な史料により実証し究明するのは、まずもって不可能なことにしなければならぬが、諸種のいわば状況判断により、そのことについて彼此揣摩臆測することは可能である。事実、このことについては、これまでも諸家によりしばしば論じられてきている。そうした中であつてとりわけ坂本太郎氏の論説(「天武天皇の御製二首」が「日本古代史叢考」所収)が大いに参考になる。すなわち坂本氏は「天皇幸于吉野宮時御製歌」の題詞と、その左注に「紀曰、八年己卯五月庚辰朔甲申、幸于吉野宮」の文をもつ万葉二七番歌「よき人の、よしとよく見て」云々の歌について、そこにみる「良人」を『特定の人を指す。それは外ならぬ皇后鷗野皇女のちの持統天皇であると思う。』とした上で、『この御製は天武天皇

が皇后に向かつて古来人々の愛で親しんだ吉野をこれからもよく見なさい。壬申の乱の始まる前には八カ月もここに隠忍の生活を送ったではないか。今の平和な生活に比べて、昔の苦勞は忘れ難い。自分の亡き後も、この吉野宮を訪れて、在りし日を偲んでほしい。そういう思いをこめた、皇后への遺詔にも近いものであると思う。もちろん、そうしたことの外に、吉野地方が飛鳥の貴族にとっては、特別に神秘的な土地と考えられたことも考えねばならぬ。』と述べるとともに、養老七年夏五月、元正天皇の吉野離宮への行幸に供奉した笠金村の「年のはにかくも見てしか み吉野の清き河内の たぎつ白波」(万葉九〇八)、「山高み 白木綿花に 落ちたぎつ 滝の河内は 見れど飽かぬかも」(同九〇九)なる二首を掲げて、『こうした(吉野の)清流と、周囲にそそり立つ森厳な山々とは、相まってこの地に宿る神々のくしびな力を思わせると共に、それをうしはく現人神たる天皇のみいづを仰がせるのである。天武天皇の跡を継いで皇位に昇った持統天皇にとって、こうした吉野の山河と夫君と苦難を味わった歴史の上に、とくに夫君から吉野をよく見るようにと言ひ残された事実があれば、持統天皇の異常とも思われる吉野行幸の頻繁さが首肯されるのではあるまいか。』(括弧内は引用者補)と説かれている。私はこうした坂本氏の所説を十分に踏まえた上で、さらに例の天武天皇による「よき人のよしとよく見て」云々なる御製歌が、その八年五月における吉野行幸の折のものであること、そしてこの八年五月の吉野への行幸が、天武紀所見の同地への行幸記載として唯一の事例であること、しかもその八年五月に同天皇・鸕野皇女と六皇子との間でいわゆる吉野の盟約が取り交わされており、この盟約のもつ史的意義が如何なるものであるかといったこと、等々を加味考慮する時に、持統天皇の御勅襟をあれ程までに吉野へ駆立てしめた動機ないし理由の何たるかより一層鮮明な形で捉えうるように思うのである。

ところで、その盟約の史的意義については、寺西貞弘氏の所説(「鸕野皇女と吉野の盟約」〔日本書紀研究〕第十五冊)所収)が極めて有益である。寺西氏は、鸕野皇女の立場が天武八年五月の吉野における盟約を境にして大きく変化していることを『書紀』の内証的

考察から明らかにして、この盟約を機に彼女は、皇室の全皇子の母、つまり、内治を掌る皇后の地位の實質をほぼ獲得したとされるのである。鷗野皇女をして皇后としての地位の實質をほぼ獲得せしめた件の吉野での盟約が取り交わされた、その天武八年五月の同紀に所見される唯一の吉野宮への行幸記載と、後に天武天皇崩御後に持統天皇として洪緒を承纂し、その治世中にしばしば履行された吉野（宮）への行幸をば、ほぼ忠実に記し止める国史、すなわち持統紀の当該記載とが各々掛けられている条の日付干支に改めて注目してみたい。

まず天武紀に所見される唯一例の3についてみるに、それは甲申で申の日とされている。つぎに持統紀に所見される当該記載全三一例についてみるに、

11	10	9	8	7	6	5	4	3	2	1	事例 番号	先掲表の 列挙番号	日付干支
16	15	14	13	11	10	8	6	5	2	1			
庚戌	壬申	丙辰	戊子	甲寅	戊申	戊申	戊寅	甲子	甲申	辛未			
22	21	20	19	18	17	16	15	14	13	12	事例 番号	先掲表の 列挙番号	日付干支
33	32	31	29	27	25	24	23	22	20	19			
乙酉	庚申	戊申	庚寅	甲戌	甲午	己丑	乙未	癸酉	壬寅	丙子			
		31	30	29	28	27	26	25	24	23	事例 番号	先掲表の 列挙番号	日付干支
		44	43	42	40	39	37	36	35	34			
		壬申	戊子	己亥	乙亥	戊寅	己亥	甲午	己未	丙戌			

となつて、三一例中、申の日が281015313244の七例と最も多く、以下、寅の日が611202939の五例、子の日が5131943の四例、未の日が12335、戌の日が162734、亥の日が374042の各三例、酉の日が2233、午の日が2536の各二例、辰の日が14、丑の日が24の各一例とつづいている。これにより、天武紀所見の唯一例たる3が甲申の申の日であり、この申の日は、持統紀所見の吉野（宮）への行幸記載にあつて、諸他の日付干支よりも事例数の上で最も多いことを知りうるのである。しかも、天武紀所見の唯一例たる3の甲申と全く同じ日付干支が持統紀に2（三年八月四日条）の一例みられる。この三年八月四日というのは、その約四ヶ月前の四月十三日に皇太子草壁皇子尊が薨逝し、また約一ヶ月前の六月二十九日にいわゆる浄御原令が班布されるというように、時の政局に極めて重要な意味をもつ出来事が続いた直後のことであつた。わけても皇太子草壁皇子の薨逝は、彼が鷓野皇女の最愛の息子であり、しかも次期皇位継承予定者とされていただけに、その実母たる鷓野皇女の失望と落胆は計り知れぬものがあつたに相違ない。しかし当時の彼女は、まさしく政教両界での最高の権威・権力者であり、かつ指導者でもあつたので、いつまでも悲歎にかきくればかりはおられず、あたうかぎり早くそうした状態を克服しなければならぬ境涯にあつたのである。そこで、そうした悲しみ、愁いの心を癒して、自らが帝王となるべく、そしてその帝王としての地位に伴う責務遂行の心を鼓舞するとともに、さらにそれを一層揺るぎない強乎なものならしめるためには、天武八年の昔に、始めて内治を掌る皇后としてその地位の実質を獲得し、もつて自らの存在とその立場とを公的に宣示した場である、神聖な吉野の地へ赴くに若くはなしと覚られたに違ひなからう。したがつて此度の重要な意味をもつ三年八月の吉野行きは、その進発日（甲申）を、天武八年五月の甲申の日に合わせて履行されたものと思料されるのである。と同時に即位して後、しばしば履行された吉野行幸の発輦の日として、件の申の日は他余の日に較べて最も多いのは、行幸主体者たる持統天皇のそうした御叡情に出ずる場合が多かつたことに拠ると解せよう。公私ともに多忙を極め、また厳しい時局の中にあつて、諸多の業務をよく消化し、日程をい

ろいろ遣り繰りして履行されたとみられる持統天皇の行幸であるだけに、必ずしも、その発輦の日が己が意に添いうるとは限らず、やむなく申の日以外になることも度々あったことであろう。

上に触れたごとく度重なる持統天皇の吉野行幸の動機や理由として坂本氏が説かれたように、夫君天武天皇のいわば遺詔によるとすること。あるいは幽邃境でもある吉野地方それ自体がもつ靈威・靈力を己が身に附着せしめるとともに、その靈地に鎮まります神々をうしはくためということも考えられよう。あるいはまた、その風光明眉を愛でて心を癒し慰めつつ夫君天武天皇のことや、夫君に関わるさまざま人物・事物・事柄、等々について心静かに回想するためということもまた考えられよう。しかしながら持統紀にみる多くの吉野への行幸記載にあって、その発輦を申の日とする事例が最も卓越する事実、そして何にもまして持統天皇の大御心を打ちのめしたに相違ない皇太子草壁皇子尊の薨逝（三年四月十三日）直後に履行された吉野行きの発輦が甲申の日とされ、そしてさらに、皇室の重鎮として、また輔弼の臣として持統天皇に最も頼りにされていたとみられる後皇子尊、すなわち高市皇子命の薨逝（十年七月十日）後に履行された吉野行きの発輦が、これまた申の日とされていることからみて、持統天皇の度重なる吉野への行幸は、天武八年五月の甲申を発輦の日とする吉野行きの際の、いわゆる天武天皇・鸕野皇后共治体制確立以来、皇后鸕野皇女として、さらには持統天皇として、そのあるべき姿勢・心構えを鼓舞し、かつ昂揚させることを主目的として履行される場合が多かったのではないかと考えられてくるのである。ことによると、幾多の吉野行きの中には、天武八年五月の吉野行きに行をともした皇子たちのうち、その後も健在で随行可能な者が随行し、当聖地にて持統天皇とそれら諸皇子たちが往昔の盟約遵守の精神、すなわち天皇の下に各皇子たちが結束協力して、皇室内の紛争を起こすこと無き旨の精神を確認し合うというようなこともあったのではないかと思うのである。

五 授位の記載

天武・持統兩紀所見の授位記載に着目すると、これを左記の四形式に分類整理しえよう。

A形式……………被授位者授官位(位階)(位)

A'形式……………授官位(位階)位

B形式……………以官位(位階)授被授位者

B'形式……………授被授位者

いま、それら兩紀所見の該記載の全例を列記するとともに、各事例ごとにその分類形式を付記すれば次のようになる。

天武紀

①、对馬国司守忍海造大国言。銀始出于当国。即貢上。

由是^レ大国授^レ小錦下位。……………A 3・3・7条

②③、勅。大博士百濟人率丹授^レ大山下位。因以封^レ卅戸。

是日倭畫師音禱授^レ小山下位。乃封^レ廿戸。……………

AA 6・5・3条

④、朴井連子麻呂授^レ小錦下位。……………A 9・7・17条

⑤、大山上草香部吉士大形授^レ小錦下位。仍賜^レ姓曰難

波連。……………A 10・1・7条

⑥、田中臣鍛師(中略)書直智徳并耄拾人授^レ小錦下位。

……………A

10・12・29条

⑦、大山上舍人連糠虫授^レ小錦下位。……………A

11・1・9条

⑧⑨⑩⑪、草壁皇子尊授^レ浄広耄位。大津皇子授^レ浄大式

位。高市皇子授^レ浄広式位。川島皇子忍壁皇子授^レ

浄大参位。……………AAA 14・1・21条

⑫、御^レ大安殿侍臣六人授^レ勤位。……………A

朱鳥1・2・4条

⑬、勅選^レ諸国司有功者九人授^レ勤位。……………A

朱鳥1・2・5条

⑭、侍医桑原村主訶都授「直広肆」。因以賜姓曰連。……

…A

朱鳥1・4・8条

⑮、侍医百濟人億仁病之臨死。則授「勤大老位」仍封「一

百戸」。……A

朱鳥1・5・9条

持統紀

⑯、以「追広参」授「捉偽兵衛広山」兵衛生部連虎。……

B

3・7・20条

⑰、以「直広老」授「直広式丹比真人嶋」。増封「百戸」通

前。……B

3・⑧・27条

⑱、以「正広参」授「丹比嶋真人」為「右大臣」。……B

4・7・5条

⑲、授「宮人位記」。……B

5・2・1条

⑳、授「山田史御形務広肆」。……B

6・10・11条

㉑、以「浄広老」授「皇子高市」。浄広式授「皇子長与」皇子

弓削。……BB

7・1・2条

㉒、以「直広肆」授「引田朝臣広目（中略）紀朝臣麿七人」。……

これにより、A形式は①～⑭の一四例、A形式は⑮の一例、B形式は⑯～⑳の一五例、B形式は㉑㉒の二例あり、そして①～⑮の一五例が天武紀に、⑯～㉒の一七例が持統紀に各々属することから、天武紀はA形式を基本とし、

…B 7・6・4条

⑳、以「正広肆」授「直大老布勢朝臣御主人与」大伴宿祢御

行。……B

8・1・2条

㉑、以「務広肆」等位授「大唐七人与」肅慎一人。……B

8・1・23条

㉒、以「進広式」授「大領」以「進大参」授「小領」。……B

B

8・3・11条

㉓、以「浄広式」授「皇子舍人」。……B

9・1・5条

㉔、以「直大肆」授「百濟王南典」。……B

10・1・11条

㉕、以「追大式」授「伊予国風速郡（中略）壬生諸石」。并

賜「人絶四匹（中略）水田四町」。……B

㉖、以「直広肆」授「尾張宿祢大隅」。并賜「水田四十町」。……

10・4・27条

㉗、以「直広老」授「多臣品治」。并賜物。褒「美元従之功

与」堅守「関事」。……B

10・8・25条

その際、必ず「授」官位（位階）位」の形を採るのに対し、持統紀はB形式を基本とし、その際、必ず「授」被授位者」の形を採ること。また、天武紀ではその全一五例中、⑭の一例を除いて他はすべて「授」官位（位階）位」というように官位（位階）の直下に「位」字を付記しているが、持統紀ではその全一七例中、⑰⑱の二例を除く「（以）官位（位階）授」被授位者」の形式を採る一五例にあっては官位（位階）の直下に「位」字を付記していない（も官位（位階）の直下に「位」字を付記していない。こと、等を指摘しうるのである。

ところで、天武紀以前における授位記載が、先記したA、A、B、B四形式のうち、いずれの形式を採っているかを吟味してみるに、

1、以「小德」授「百濟質達率長福」。中客以下授「位」

卷廿五孝徳紀白雉1・2・15条

級。賜物各有差。……B A

8、以「紫冠」授「中臣鎌足連」。……B

卷廿四皇極紀1・8・13条

卷廿五孝徳紀白雉5・1・5条

3、私授「紫冠」於子入鹿「擬」大臣位」。……A

9、授「小山上大使吉士長丹」以「小華下」。賜「封三百

卷廿四皇極紀2・10・6条

戸賜姓為「吳氏」。授「小乙上副使吉士駒」以「小山

4、以「大錦冠」授「中臣鎌子連」為「内臣」。……B

上。……B、B 卷廿五孝徳紀白雉5・7是月条

卷廿五孝徳即位前紀

11、授「柵養蝦夷九人。津刈蝦夷六人冠各二階」。……

5、6、於「小紫巨勢徳陀古臣」授「大紫」為「左大臣」。於「小

12、授「恩荷」以「小乙上」。……B

紫大伴長徳連（註略）授「大紫」為「右大臣」。……A A

卷廿六斉明紀1・7・11条

卷廿五孝徳紀大化5・4・20条

卷廿六斉明紀4・4条

7、褒「美国司草壁連醜経」授「大山」并大給禄。……

13、授「柵養蝦夷二人位一階。淳代郡大領沙尼具那小

乙下。(註) 少領宇婆左健武。勇健者二人位一階。

(中略) 授津輕郡大領馬武大乙上。少領青蒜小乙下。

勇健者二人位一階。(中略) 授都岐沙羅柵造(註)

位一階。判官位一階。授淳足柵造大伴君稻積小乙

下。……B'B'B'B' 卷廿六齊明紀4・7・4条

17、授道輿与越国司位各一階。郡領与主政各一階。……

……B' 卷廿六齊明紀5・3是月条

18、以織冠授於百濟王子豊璋。……B

卷廿七天智即位前紀9条

19、授鬼室集斯小錦下。(註) ……B'

というように、卷廿四皇極紀にB(1)、A(2)、A(3)、卷廿五孝徳紀にB(48)、A(57)、B(910)、卷

廿六齊明紀にB(117)、卷廿七天智紀にB(182125)、B(19)、A(20)の形式が各々所見される。これにより、

卷廿四皇極紀と卷廿五孝徳紀にあつては、トータルとしてA、A'形式の事例数(五例)とB、B'形式のそれ(五例)とがと

もに相等しく、それら各形式のいずれもが所見されること。卷廿六齊明紀にあつては、その七例のすべてがB'形式であ

ること。卷廿七天智紀にあつては、その全八例のうち六例までがB形式、残余の二例がA形式とB'形式であること、等

を知りうる。

以上の諸天皇紀にあつてB形式への傾向が最も強いのは卷廿七天智紀で、それに準ずるのは卷廿六齊明紀ということになる。そして件のB形式への傾向の強さから先に指摘した卷卅持統紀と、ロ系列に所属する諸天皇紀、中に就き、卷

卷廿七天智紀4・2是月条

20、授大織冠与大臣位。仍賜姓為藤原氏。……A

卷廿七天智紀8・10・15条

21、25、以大錦下授佐平余自信。沙宅紹明。(註) 以

小錦下授鬼室集斯。(註) 以大山下授達率谷那

晋首(中略)鬼室集信。(註) 以小山上授達率徳

頂上。(中略)角福牟。(註) 以小山下授余達率等

五十余人也。……BBBBB

卷廿七天智紀10・1是月条

廿七天智紀及び卷廿六齊明紀との記載上の緊密な關係をここにも追認しうるのである。

なお、「官位（位階）位」なる形式を採る記載は、本節で取り上げている授位のそれ以外においても所見される。すなわち、

1、鞍作鳥（中略）賜大仁位。

卷廿二推古紀14・5・5条

2、工人大山位倭漢直荒田井比羅夫。

卷廿五孝德紀大化3是歳条

3、遣内小七位阿曇連稻敷於筑紫。

卷廿八天武紀1・3・18条

4、選諸有功勳者增加冠位。仍賜小山位以上各

有差。卷廿八天武紀1・12・4条

5、大錦上坂本財臣卒。由壬申之勞贈小紫位。

卷廿九天武紀2・5・29条

6、大錦下百濟沙宅昭明卒。（中略）天皇驚之。降恩。

以贈外小紫位。重賜本國大佐平位。

卷廿九天武紀2・6・6条

8、在國王及使者久麻芸等肇賜爵位。其爵者大乙上。

（中略）当其國之佐平位。

卷廿九天武紀2・8・25条

9、百濟王昌成薨。贈此小紫位。

卷廿九天武紀3・1・10条

10、紀臣阿閉麻呂卒。（中略）贈大紫位。

卷廿九天武紀3・2・28条

11、大分君惠尺病將死。天皇大驚詔曰。（中略）仍騰外

小紫位。未及數日。薨于私家。

卷廿九天武紀4・6・23条

12、詔曰。凡任國司者。除畿内及陸奥。長門。以外

皆任大山位以下人。卷廿九天武紀5・1・25条

13、物部雄君連忽發病而卒。（中略）贈内大紫位。

卷廿九天武紀5・6条

14、村國連雄依卒。（中略）贈外小紫位。

卷廿九天武紀5・7是月条

15、大三輪真上田子人君卒。(中略)贈内小紫位。

卷廿九天武紀5・8是月条

16、坂田公雷卒。(中略)贈大紫位。

卷廿九天武紀5・9是月条

17、紀臣堅麻呂卒。(中略)贈大錦上位。

卷廿九天武紀8・2・3条

18、兵衛大分君稚見死。(中略)贈外小錦上位。

卷廿九天武紀8・3・6条

19、吉備大宰石川王病之。薨於吉備。(中略)贈諸王

二位。
卷廿九天武紀8・3・9条

20、大錦下秦造綱手卒。(中略)贈大錦上位。

卷廿九天武紀9・5・21条

21、小錦中星川臣麻呂卒。(中略)贈大紫位。

卷廿九天武紀9・5・27条

22、小錦下三宅連石床卒。(中略)贈大錦下位。

卷廿九天武紀9・7・23条

23、小紫位当麻公豐浜薨。卷廿九天武紀10・2・30条

24、詔曰。大山位以下。小建以上人等各述意見。

卷廿九天武紀10・10・25条

25、大山位以下者皆親乘之。卷廿九天武紀10・10是月条

26、小錦下舍人連糠虫卒。(中略)贈大錦上位。

卷廿九天武紀11・2是月条

27、土師連真敷卒。(中略)贈大錦上位。

卷廿九天武紀11・3是月条

28、(膳臣)摩漏。(中略)贈大紫位及祿。

卷廿九天武紀11・7・21条

29、大伴連望多薨。(中略)贈大紫位。

卷廿九天武紀12・6・3条

30、大伴連吹負卒。(中略)贈大錦中位。

卷廿九天武紀12・8・5条

31、直大参当麻真人広麻呂卒。(中略)贈直大壹位。

卷廿九天武紀14・5・19条

32、羽田真人八国卒。(中略)贈直大壹位。

卷廿九天武紀朱鳥1・3・25条

33、槻本村主勝麻呂賜姓曰連。仍加勤大壹位。

卷廿九天武紀朱鳥1・6・1条

34、仮賜正広参位右大臣丹比真人資人一百廿人。正広

直広式藤原朝臣不比等並五十人。

肆大納言阿倍朝臣御主人。(中略)直広壹石上朝臣麿。

卷廿持統紀10・10・22条

のように、卷廿二推古紀に1の一例、卷廿五孝徳紀に2の一例、卷廿八天武紀に34の二例、卷廿九天武紀に5・33の二九例、卷卅持統紀に34の一例(この一例とて、当該事例中の阿倍朝臣御主人以下において「位」字が付記され、ていがないので、やはり「日本書紀通證」に説くごとく衍とみるべきであろう。)、の計三四例所見され、そのほとんど(三四例中二九例(約八五%))が卷廿九天武紀に偏向分布している。このことから巻廿九天武紀と卷卅持統紀との記載上の極端な対照性を指摘しうるのである。そしてこうしたことを最も象徴的に示すのが、それら両紀所見の某人物の薨卒に関わる贈位記載なのである。詳言すれば、天武紀所見の「官位(位階)」の直下に付記されている「位」字二九例にあつて、それが贈位記載中に所見されるのは5・7・9・11・13・23・26・32の二四例で、実にその約八三%をも占めている。これに対して持統紀にみる当該記載一〇例にあつては、

△以贈位贈被贈位者。并賜賻物。▽型

以直大弑贈佐伯宿祢大目。并賜賻物。5・9・23条

以正広参贈百濟王善光。并賜賻物。7・1・15条

以直広参贈蚊屋忌寸木間。并賜賻物。7・9・16条

以淨大肆贈筑紫大宰率河内王。并賜賻物。8・4・5条

以直広参贈賀茂朝臣蝦夷。并賜賻物。(註略)9・4・17条

以直大肆贈文忌寸赤麿。并賜賻物。(註略)9・4・17条

以直広肆贈大狛連百枝。并賜賻物。10・5・13条

以直大壹贈若桜部朝臣五百瀬。并賜賻物。10・9・15条

△贈被贈位者贈位。并賜賻物。▽型

△贈大伴宿祢友国直大弑。并賜賻物。 6・4・2条

△贈文忌寸智德直大弑。并賜賻物。 6・5・20条

というように、決して贈位の直下に「位」字が付記されていないし、また、天武紀の当該記載には決してみられぬ「(并賜)賻物」なる記載がその一〇例のすべてにみられるのである。これにより、それら卷廿九天武紀と卷卅持統紀の記載上の極めて顕著な対照性の一斑を件の贈位記載において認めうるのである。

六 竜田・広瀬祭の記載

稲穀の豊稔と風害の防止を禱祈して祭祀する竜田・広瀬祭に関わる天武・持統両紀所見記載について検討を加えてみよう。

まず、当該記載の全例を掲記すると、つぎのようになる。

天武紀

- | | | | |
|--|---------|----------------|---------|
| 1、遣小紫美濃王。小錦下佐伯連広足祠風神于竜田立野。遣小錦中間人連大蓋。大山中曾祢連韓犬祭大忌神於広瀬河曲。 | 4・4・10条 | 4、祭竜田風神。広瀬大忌神。 | 6・7・3条 |
| 2、祭竜田風神。広瀬大忌神。 | 5・5・4条 | 5、祭広瀬竜田神。 | 8・4・9条 |
| 3、祭竜田風神。広瀬大忌神。 | 5・7・16条 | 6、祭広瀬竜田神。 | 8・7・14条 |
| | | 7、祭広瀬竜田神。 | 9・4・10条 |
| | | 8、祭広瀬竜田神。 | 9・7・8条 |
| | | 9、祭広瀬竜田神。 | 10・4・2条 |

10、祭 _二 広瀬竜田神 _一 。	10	7	10	23、遣 _二 使者 _一 祭 _三 広瀬大忌神与 _二 竜田風神 _一 。	5	7	15	
11、祭 _二 広瀬竜田神 _一 。	11	4	9	24、遣 _二 使者 _一 祀 _三 広瀬大忌神与 _二 竜田風神 _一 。	6	4	19	
12、祭 _二 広瀬竜田神 _一 。	11	7	11	25、遣 _二 使者 _一 祀 _三 広瀬与 _二 竜田 _一 。	6	7	11	
13、祭 _二 広瀬竜田神 _一 。	12	4	21	26、遣 _二 使者 _一 祀 _三 広瀬大忌神与 _二 竜田風神 _一 。	7	4	17	
14、祭 _二 広瀬竜田神 _一 。	12	7	20	27、遣 _二 使者 _一 祀 _三 広瀬大忌神与 _二 竜田風神 _一 。	7	7	12	
15、祭 _二 広瀬大忌神竜田風神 _一 。	13	4	13	28、遣 _二 使者 _一 祀 _三 広瀬大忌神与 _二 竜田風神 _一 。	8	4	13	
16、祭 _二 広瀬竜田神 _一 。	13	7	9	29、遣 _二 使者 _一 祀 _三 広瀬大忌神与 _二 竜田風神 _一 。	8	7	15	
17、祭 _二 広瀬竜田神 _一 。	14	4	12	30、遣 _二 使者 _一 祀 _三 広瀬大忌神与 _二 竜田風神 _一 。	9	4	9	
18、祭 _二 広瀬竜田神 _一 。	14	7	21	31、遣 _二 使者 _一 祀 _三 広瀬大忌神与 _二 竜田風神 _一 。	9	7	23	
19、祭 _二 広瀬竜田神 _一 。	朱鳥	1	7	16	32、遣 _二 使者 _一 祀 _三 広瀬大忌神与 _二 竜田風神 _一 。	10	4	10

持統紀

20、遣 _二 使祭 _三 広瀬大忌神与 _二 竜田風神 _一 。	4	4	3	34、遣 _二 使者 _一 祀 _三 広瀬与 _二 竜田 _一 。	11	4	14
21、遣 _二 使者 _一 祭 _三 広瀬大忌神与 _二 竜田風神 _一 。	4	7	18	35、遣 _二 使者 _一 祀 _三 広瀬与 _二 竜田 _一 。	11	7	12
22、遣 _二 使者 _一 祭 _三 広瀬大忌神与 _二 竜田風神 _一 。	5	4	11				

これらの列記事例から、およそつぎのような事柄を指摘しえよう。

一、天武紀所見の一九例中、1の一例のみに竜田風神と広瀬大忌神への派遣使者が固有名詞をもって記されており、前者の神へは小紫美濃王、小錦下佐伯連広足両者が、後者の神へは小錦中間人連大蓋、大山中曾祢連韓犬両者が各々派遣されたとしている。しかしながらこうした派遣使者が官位を冠し、固有名詞をもって記されているのは、その後、

持統紀の35の事例まで全く所見されない。

二、1から4まではすべて竜田、広瀬の順であるが、5以降持統紀の35まではすべてその逆の広瀬、竜田の順となっている。これは4と5、つまり天武六年七月と同八年四月の間の或る時期に、それら両神の神位・神格の尊卑高低に逆転現象のあったらしいことを示唆する徴証とも解せよう。

三、「マツル」の表記として、1〜23まではすべて「祭」字（ただし、1には「祭」字のほか「祠」字も用いられている。）が、24〜35まではすべて「祀」字が各々用いられている。この「祭」字から「祀」字への替り目に「遣」使者（中）竜田風神。信濃須波。水内等神（上）。

（5・8・23条）なる記載がある。ここにはその先後の条に所見されぬ信濃須波、水内等の神祭のことが記されている。四、「遣使者」あるいは「遣使」と記すのは20以降35まで、つまり持統紀のみであり、そのうち前者は21〜35の一九例、後者は20の一例あるのみである。

五、天武・持統両紀における竜田・広瀬祭の記載は、ともに四年紀から、そしてそれら両紀の叙述する最終年たる朱鳥元年（天武紀の場合）と十一年（持統紀の場合）まで各々所見される。その間、天武紀の四年七月、六年四月、七年四・七両月、朱鳥元年四月を除き、天武・持統両紀とも毎年四月と七月に当該記載がある。

以上一〜五のうち、ここではとくに五に関して若干説述してみるに、持統紀の場合、皇后鸕野皇女の即天皇位が四年で、それ以前に当該記載が所見されぬのは、それら竜田・広瀬両神への使者派遣の史実そのものがなかったからとも、あるいは、称制二年十一月に天武先帝を大内陵に埋葬して、その翌三年から、それ以前の天武天皇治世下や、それ以後の持統天皇治世下におけると同様に、そうした使者派遣の史実があったにもかかわらず、それが持統紀に記載されていないとも考えられるのである。これを如何ように解すべきかというに、即天皇位の四年以降、その治世の終わる十一年まで決まって毎年四月と七月に使者派遣の記載がある事実や、第8表に示すごとく即天皇位の前年たる称制三年の記載

第8表

天武紀	持統紀
2年 20日	元年 20日
3年 5日	2年 20日
4年 35日	3年 42日
5年 31日	4年 49日
6年 21日	5年 37日
7年 9日	6年 53日
8年 35日	7年 42日
9年 42日	8年 36日
10年 44日	9年 29日
11年 45日	10年 28日
12年 25日	11年 19日
13年 32日	
14年 42日	
朱鳥元年 58日	

〔備考〕 当表は天武・持統両紀における年次別記載日条数を示したものである。天武紀朱鳥元年は9月30日、持統紀11年は8月1日をもって各々の記載を終えている。

日条数が、その翌四年の即位年及びさらにそれ以降の各年次における記載日条数に較べて、とりわけ少なくない事実やを併考するならば、後者の想定、すなわち称制三年に使者派遣の史実があったにもかかわらず、それが持統紀に記載されていないとみるよりも、前者の想定、すなわち使者派遣の史実そのものがなかったとみる方が妥当な解し方といえよう。詳言するならば、天武先帝の埋葬を終え（称制二年十一月十一日）、続いて皇太子草壁皇子尊の薨逝があり（同三年四月十三日）、その葬儀を営み終えて、鸕野皇女が登極したその四年から、天武先帝の時に始源するとみられる使者派遣の拳が再開されたのであり、その前年たる称制三年には、上述したごとく皇太子の薨逝などもあって、まだ使者派遣再開の史実そのものがなかったため、持統紀にあって、その四年紀以前には、そうした記載が所見されないであろうということである。

一方、天武紀の場合、先にも触れたように、1には他余の事例に相違して派遣使者が固有名詞をもって記されているだけに、あるいはこの四年からこうした使者派遣のことが始まったとも受け取れるけれど、そこには斯々の事柄ここに

始まるとの意を示す記載が何らみられぬので、あるいはそれ以前からそうしたことが行われていたとみる余地も残されているわけである。天武即位の二年から1の四年までの年次別記載日条数を前掲第8表によってみるに、二年が二〇日、三年が五日、四年が三五日で三年が極端に少ないことがわかる。これは三年紀の原史料が量的な面で極端に不足していたことを示しているよう。とすれば、三年に竜田・広瀬両神への使者派遣の史実があったにもかかわらず、それを伝える史料が欠逸していたがゆえに、その史実を天武紀に記載しえなかつたとする可能性は極めて大きいとみてよからう。ことによると二年の場合も、他余の年次に較べると、記載日条数がかなり少ないことからして、三年の場合について想定したことをほぼそのままあてはめて考えることができるかも知れない。しかし、この二年よりも三年の方が、そうした可能性は遙かに大きいとみななければならぬであろう。また、竜田・広瀬祭の記載が所見されぬ四年七月、六年四月、七年四・七両月、朱鳥元年四月の各場合のうち、七年四・七両月の場合には、やはり当該年の記載日条数が九日と極めて少ないことから、上述した三年の場合同様に考えたいところであるが、この七年の場合には、その四月七日に十市皇女が薨去し、同月十四日に埋葬されていることからみて、四月の使者派遣は取り止めになったとも解せるのである。しかしながら同年七月の使者派遣については、葬喪令という嫡子の服紀三月を介意すれば、履行された可能性が大きいと思われる。したがってその使者派遣の史実を録する史料そのものを編纂者が入手しえなかつたために、件の史実が天武紀に記載されるに至らなかつたと考えたいのである。

朱鳥元年四月の場合には、その月の八日に侍医桑原村主訶都が直広肆を授位され、連姓を賜与されたとする記載があるが、これは『続日本紀』文武天皇三年正月条の記載と同事重出（拙著『古事記及び日本書紀の表記の研究』九六七頁）で、しかも天武紀における授位記載は、上述したごとく「授位階位」のように官位の直下に「位」字を付記するのを原則とするが、ここにのみ、その原則に外れる唯一の例外事例をみるのである。こうした点から判じて、この桑原村主訶都への授位並びに賜姓の記

載は、その前後に配されているそうした記載と異質で、それらの記載が為されたよりも後時、すなわち少なくとも文武天皇三年正月以降の或る時点で付加されたと思ふ。斯様に朱鳥元年四月紀には、後時に付加されたと思われる記載があり、それ自体に編纂上の不統一性、延いて言えば錯簡が認められるのである。それでは、こうした事象を招致した所以や如何というに、それは、件の朱鳥元年四月紀を包含する朱鳥元年紀全体の成立事情を考慮することによって自ずから明らかにされよう。

そもそも、この朱鳥元年紀は、天武紀における他余の各年紀と相違して天武天皇の崩御後に執り行われた葬儀に関する諸記載をもってその掉尾を飾っている。しかもそれが天武天皇の崩御を中核にして、それ以前における御悩及びそれを治癒せしむべく講ぜられた諸施策、それ以後における葬儀、等に関連する諸事跡を録する諸史料を根幹材料として、

それにあたう限りの諸他の入手史料を点綴付加して成立していると考えられるのである。（高島正人氏「日本書紀の編纂史料」天武天皇朱鳥元年紀の場合）

（『立正史学』第六二号）。それだけに結果的には件の朱鳥元年紀に五八日という同天皇紀にあつては最多の記載日条数を齎し、あ

るいは上述したごときの錯簡をも生じせしめるに至ったといえよう。そして斯様に編纂者があたう限り既存の諸史料を入手して、これを努めて載録せんとした態度ないし姿勢を持していたとみられること。それに上述したごとく朱鳥元年紀が天武天皇の御悩及びそれを治癒せしむべく講ぜられた諸施策、崩御、そして葬儀に関わる諸事跡の記載を主要構成要素として成立しているとみられるので、そうした諸事跡に関わる諸記載をもってその大部分が埋められていること、などを総合的に勘案するならば、朱鳥元年四月紀に竜田・広瀬両神への使者派遣記載が所見されぬのは、編纂者がその史実を伝える適宜な史料を入手しえなかつたことによると思料されるのである。

残る四年七月と六年四月の場合を考えてみるに、前者の年次別記載日条数は三五日、後者のそれは二一日である。これにより編纂者が入手しえた諸史料は、量的な面で前者の方が後者よりも優っていると判断しえよう。しかしこれらは、

当面問題としている竜田・広瀬両神への使者派遣の事迹にも関わることと理會しえよう。とすれば、それら両神へ使者が派遣されていないながら、そうした史実が記載されていない可能性は前者、すなわち四年七月の場合よりも後者、すなわち六年四月の場合の方が大きいとみてよからう。

それは兎も角として、ここでは一応、それら両者のいずれの場合も、そうした使者派遣の史実がありながら、それが記載されるに至らなかったのではないかと判釈しておこう。

なお、竜田・広瀬両神への使者派遣日、すなわち神祭日について天武・持統兩紀では、干支の支では寅（九例）、日並では九日、あるいは一〇日（各四例ずつ）が他余の干支の支・日並よりも、やや多いという程度で、この段階ではまだ必ずしも一定していなかった。しかしそれが『延喜式』四時祭上に見るように四・七兩月の四日に一定するに至ったのは、一体何時のことであったか。これを必ずしも明らかにしえないが、『続日本後紀』承和十年四月四日条に「遣使祭」「広瀬竜田」「神例也」とあるのが国史における初見記載であり、そしてここに「例也」とあるので、さらにこの承和十年より以前にその時期を溯及させて考えることだけは確認されるのである。

七 宮中諸殿舎名の記載

宮中の諸殿舎名ないしは皇室関係施設としてのその記載で「――殿」と表記する事例のすべてをまとめて示すと第9表のようになる。これにより件の記載のあり様についてみるに、卷廿九天武紀には九種類、一七事例もみられるのに、諸他の各天皇紀には四種類以下で、事例数も天智紀の三例を除けば、他はすべて二例ないし一例しかみられぬというように、天武紀における当該記載が他余の諸天皇紀におけるそれに比して如何に卓出しているかを能く理會しえよう。そ

第9表

卷次天皇紀	殿舎名	種類数	事例数
卷五崇神紀	大殿	1	1
卷六垂仁紀	大殿	1	1
卷九神功皇后紀	大殿	1	2
卷十四雄略紀	大殿	1	2
卷十五 { 清寧紀 顯宗紀	射殿	1	1
	避暑殿	1	1
卷十九欽明紀	大殿	1	1
卷廿敏達紀	大殿	1	1
卷廿一用明紀	大殿	1	1
卷廿三舒明紀	大殿	1	1
卷廿四皇極紀	{ 別殿 大極殿	{ 1 1 } 2	{ 1 1 } 2
卷廿七天智紀	{ 西小殿 内裏仏殿 内裏西殿	{ 1 1 1 } 3	{ 1 1 1 } 3
卷廿八天武紀(上)	大殿	1	1
卷廿九天武紀(下)	大殿	1 } 9	2
	向小殿		2
	内安殿		1
	外安殿		1
	大極殿		4
	造法令殿		1
	旧宮安殿		1
	大安殿		3
	御窟殿(院)		2
卷卅持統紀	前殿	1	1

して斯様な事柄は、「宮中」なる語辞そのものが天武紀に一二例も所見されるのに、諸他の天皇紀、すなわち卷八仲哀、卷十一仁徳、卷十二履中、卷十三允恭、同卷安康、卷十五清寧、同卷顯宗、卷廿四皇極の八天皇紀には、安康紀の二例以外すべて一例ずつしか所見されぬこととともに、天武紀の編纂者が持統紀のそれに相違して如何に「宮中」なる語辞や、それに深く関わる汎く宮中諸殿舎名一般の記載に意を用いていたかを能く示しているといえよう。

なお、卷十五清寧紀の「射殿」のみられる「天皇御射殿」。詔百寮及海表使者射。賜物各有差。なる条は、『隋

書』高祖紀六年の「御射殿詔百寮射、賜（下略）」に拠っているとみられる（小島憲之氏「上代日本文学」と中国文学」(上三五頁)）ので、清寧紀にいう「射殿」での射のことを史実とは認定し難いように思う。また、同巻顕宗紀の「避暑殿」のみられる「幸避暑殿。奏樂。会群臣設以酒食。」なる文章は、その元年六月条に掛けられている。したがってここにいう酒食の設けとは、群臣を撫慰し、それがいわゆる暑氣払いの効用を狙いとするものであったのではないか。とすれば、その酒食の設けられたとする「避暑殿」は、まさにそうした効用から連想された殿舎名と考えられるので、この殿舎名もまた、史実的実在とは見做し難いように思う。

斯様な次第で卷十五清寧紀所見の「射殿」と同巻顕宗紀所見の「避暑殿」とを除けば、卷五崇神紀から卷廿三舒明紀までの諸天皇紀に所見される殿舎名はすべて「大殿」ということになる。しかも、例えば、「天皇疾彌甚。与百寮辞訣。並握手歎。崩于大殿。」（卷十四雄略紀23・8・7条）、「天皇病彌留崩于大殿。」（卷廿敏達紀14・8・15条）、「天皇崩于大殿。」（卷廿一用明紀2・4・9条）とあるごとく天皇崩御という極めて重大事のあった場所、すなわち殿舎の名称すら然りである。これは、『書紀』編纂の依拠史料の段階で既にそうなっていたか、あるいは同書の編纂者が宮中殿舎名として、この「大殿」以外に適切な名称を考え及ばなかったかのいずれかに拠るものであるが、そのいずれにしても、件の「大殿」なる殿舎名は具体的なものでなく、抽象的なものとしなければならぬであろう。それにまた、卷廿四皇極紀所見の「別殿」も、そうした点ではやはり上述した「大殿」と同様に解してよからう。さすれば、『書紀』において具体的固有名をもつ殿舎、別言すれば、史実実在性を有する殿舎名として始めて登場するのは、卷廿四皇極紀所見の「大極殿」ということになる。そしてそれ以降の諸天皇紀に所見される諸殿舎名の記載はほぼ史実性を有するものと見做して先ず大過なからうと思う。

おわりに

以上、天武・持統両紀所見の「賜」「饗」両字の用法、及び僧籍者、行幸・巡行、授位、竜田・広瀬祭、宮中諸殿舎名、等の諸記載について取り上げ、これらに各々分析検討を加えた結果、従来指摘されてきた『書紀』成立区分論にいうところの、天武紀と伊イ系列、持統紀と呂ロ系列、に各々認められる記載上の緊密な関連性をより明確なものならしめるとともに、それら両紀における用字と記載のあり様の実態を闡明することにより、それら両紀、延いてはそれら両紀を内蔵する『書紀』の史書としての性格の一斑をも究明しえたように思う。無論、その成果は些少なものでしかないが、本稿で試みた如き諸種の内証的研究の蓄積こそ、『書紀』の史書としての性格や成立を解明する上において、必要欠くべからざる肝要事であり、極めて有効な手立て足りうるものといえよう。斯様な立場と観点から、本稿では、そうした研究の前進に資すべく若干の考察を試みてみた次第である。